

## 6月15日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名
- |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 滝沢幸映君  | 9番議員 | 玉川清史君  |
| 2 "  | 中嶋登君   | 10 " | 山城峻一君  |
| 3 "  | 塚田舞君   | 11 " | 祢津明子君  |
| 4 "  | 松本みゆき君 | 12 " | 大日向進也君 |
| 5 "  | 水出康成君  | 13 " | 朝倉国勝君  |
| 6 "  | 宮入健誠君  | 14 " | 大森茂彦君  |
| 8 "  | 星哲夫君   |      |        |
2. 欠席議員 7番議員 中村忠靖君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |          |        |
|----------|--------|
| 町 長      | 山村弘君   |
| 副町長      | 臼井洋一君  |
| 教育長      | 清水守君   |
| 総務課長     | 関貞巳君   |
| 企画政策課長   | 伊達博巳君  |
| 会計管理者    | 大橋勉君   |
| 住民環境課長   | 山下昌律君  |
| 福祉健康課長   | 鳴海聡子君  |
| 商工農林課長   | 竹内祐一君  |
| 建設課長     | 堀内弘達君  |
| 教育文化課長   | 長崎麻子君  |
| 収納対策推進幹  | 細田美香君  |
| まち創生推進室長 | 小河原秀昭君 |
| 総務課長補佐   | 瀬下幸二君  |
| 総務係長     | 宮嶋和博君  |
| 総務課長補佐   | 宮下佑耶君  |
| 財政係長     | 竹内優子君  |
| 企画政策課長補佐 | 橋本直紀君  |
| 企画調整係長   |        |
| 保健センター所長 |        |
| 子ども支援室長  |        |
4. 職務のため出席した者
- |        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 北村一朗君  |
| 議会書記   | 柳澤ひろみ君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| (1) 複合施設についてほか     | 玉川清史 議員 |
| (2) こども基本法についてほか   | 山城峻一 議員 |
| (3) 公共施設の整備についてほか  | 祢津明子 議員 |
| (4) 高齢者の健康増進についてほか | 中嶋 登 議員 |
| (5) 少子高齢化対策についてほか  | 朝倉国勝 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、7番 中村忠靖君から欠席の届けがなされており、これを許可してあります。

なお、会議に入る前に、本日から19日までの間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（滝沢君）** 質問者は、お手元に配付したとおり13名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に、9番 玉川清史君の質問を許します。

**9番（玉川君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

選挙後の新編成での初議会です。4期目の山村町政がより一層町民の皆さんの要望に沿い、この体制になってよかったと町民の皆さんに感じていただけるように、議員としての行政のチェック機能、そして町民の皆さんと町の橋渡しとしての活動を進めていきたいと考えています。どうぞよろしく申し上げます。

では、質問に入ります。

#### 1. 複合施設について

イとして、施設の整備にあたって。

保健センターと老人福祉センターを一つの建物内に置く複合施設、町長の所信表明の最初に挙げられました。山村町政の目玉の一つとなります。坂城町公共施設個別施設計画では、来年度は基本設計、7年実施設計、8年から建築工事開始、10年に老人福祉センターが、11年に保健センターが複合施設に移行とあります。令和6年からの費用も20億円の後半が示されています。町民の皆さんの関心も非常に大きいと思います。

所信表明の中に、子育てと教育などの要素を付加し、多世代が集い、活発な交流、誰もが気軽に立ち寄り交流し、人と情報と社会、そして笑顔がつながるwell beingの実現空間として整備された施設とあります。3月議会での答弁では、先進地の視察が1件、3月の末に第3回目の委員会を予定し、委員からの意見、提案をビジョンに反映させることについて協議をすると回答されています。

保健センターと老人福祉センターが核になりながら、保健や福祉の利用目的以外のことでも、誰もが気軽に立ち寄りたくなるような付加価値や、運営方法などについての準備委員会での意見はどうだったでしょうか。

1、今までの準備委員会ではどのような意見が出されたかとしてお聞きします。

3月議会では、さらに様々な方が集い利用できる複合施設として、多くの皆様にご満足いただけるものとなるよう、引き続きあらゆる場で皆様のご意見を伺いながら、建設理念を体現する夢のある複合施設の準備を進めていくとも答弁されています。実際に利用する皆さんの意見をできるだけ多くお聞きして、納得してもらえるすばらしい施設にしてもらいたいと考えますので、2、広く町民の意見を聞くために、どのような方法を考えているかとしてお聞きします。

以上、1. 複合施設について二つお聞きします。

**町長（山村君）** ただいま、玉川議員さんから1番目としまして、複合施設についてのご質問をいただきました。

さて、我が国の総人口は、平成20年、このときは1億2,808万人でしたけれども、これをピークに平成23年、1億2,783万人以降は一貫して減少しており、人口減少社会が続く中で、特に大きな課題になっているのが少子高齢化への対応であります。

少子高齢化への対応につきましては、労働力や生産力の低下、社会保障の在り方といった国全体での対策はもとより、市町村が身近に提供していく福祉や健康、子育てなどの行政サービスにおいても、大変重要なテーマであると考えております。

そうした中で、町では社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴う保健・福祉サービスへのニーズや課題への対応を図るため、先ほどもお話がありました老朽化が進む保健センターと老人福祉センターを統合した新たな複合施設の整備について、第6次長期総合計画や公共施設個別施設計画に盛り込んでいるところであります。

私も複合施設の整備につきましては、この4期目で取り組む最優先事項の一つと捉えており、福祉や保健にとどまらず、子育て支援センターや図書館の一部機能など、子育て、教育といった視点の要素も付加することで、多世代が集い、活発な交流が図れる新たな少子高齢化対策の拠点にしていきたいと思いますと考えているところであります。

また、複合施設の整備にあたりましては、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を具現化し、DXを効果的に活用することで、誰もが利用しやすく、利便性や快適性の高い施設とすることで、人と情報、社会がつながり、笑顔で過ごしていただけるようなwell beingの実現空間を目指す姿として考えているところであります。本議会初日の所信表明でも触れさせていただいたところであります。

こうした重要な役割を果たす施設の整備にあたり、町では、昨年度から福祉や保健、子育て、生涯学習、まちづくりなど、様々な分野に関わる皆さんによる建設準備委員会を立ち上げたところであります。その中で、今年度策定を予定しております施設整備の基本構想や基本計画の土台となる施設の方向性について、先進地の視察や活発な意見交換を行う中で、ご検討いただいているところであります。

今までの準備委員会でどのような意見が出されたかのご質問であります。機能や構造及び設備、運営面のほか、役場庁舎との業務連携や交通手段に至るまで、多岐にわたり、大変多くのご意見をお寄せいただいております。

いくつかの具体例を申し上げますと、機能や運営面としますと、そこに行くとなんか色々な情報を一元的に取得でき、専門職員の常駐によるワンストップの相談や指導、その後の支援などが受けられる体制といったことや、役場機能の一部支所化、図書館機能に加え、読書や自主学習のスペース整備、アクセス面での交通手段への配慮といったご意見をいただいているところであります。

また、設備面では、町民が活用できる商業的要素のほか、ワークショップや休憩スペースなど、フレキシブルに活用できるオープンスペースや多目的利用空間の確保のほか、ウォーキングや散歩コースなどの野外活動スペースや、景観として、木材が多用された明るい雰囲気になった開放的なユニバーサルデザインの施設といったご意見を頂戴しているところであります。

これまでに頂戴したご意見につきましては、既に方向性として取り込んでいるもの、引き続き基本構想・基本計画において検討を要するもの、設計段階で考慮・検討していくもの、運営体制の中で対応するものなどに整理し、今後の施設整備の具体的な検討に生かしていきたいと思いますと考えております。

次に、広く町民の意見を聞くための手法についてのご質問であります。複合施設につきましては、これまでも申し上げておりますとおり、立場や世代を超えてご利用いただける施設として、広く町民の皆様のご意見をお聞きする中で進めていきたいと思いますと考えているところであります。

ます。

具体的な手法や時期につきましては、今後、建設委員会等でのご意見も踏まえまして検討してまいります。そうした中では、例えば中学生や高校生など、若い世代の方からのご意見をお聞きする機会を設けることも検討したいと考えているところであります。

複合施設の整備は、第6次長期総合計画に掲げる町の将来像「輝く未来を奏でるまち」の実現にも大きく関わる事業であります。町といたしましても、課を超えて連携する中で、円滑な事業進捗に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

**9番（玉川君）** 町長からご説明いただきました。具体的な設備についてのご意見があったそうです。屋外を利用する、そして公共のスペースみたいなものが入ることなんです。特にこういった今の梅雨の時期なんかは、外を散歩できないということで、幼いお子さんを連れて保護者の皆さんがそちらに集まって一日過ごす、そういったところは大変期待できるものだと思います。

それで、現在ありますテクノセンターのロビーなんかは、自由に開放していただいているわけですが、そういったものもできるということで考えてみるといいのかなと思います。

自分なんかも、仕事の関係でロビーなんかを使わせていただくということも多々ありますので、やはり坂城町の中之条地区、あそこであれば、またその周辺の方が利用しやすいのではないかと思います。

さらに、既存施設として文化センターがあるわけですが、そこのすみ分けみたいなことについて、お考えをちょっと伺いたいんですが、どうでしょうか。よろしく申し上げます。

**企画政策課長（伊達君）** ただいまの再質問についてお答えいたします。

中ノ条地域への建設といった予定でおりますけれども、周辺には文化センターですとか体育館ですとか、そういった施設がございます。当然、そういった施設と重複するような機能については、既存の施設を含めて整理をしていく必要があるかなと思っておりますので、逆に言うと、そういった既存の施設を含めたエリアとしての整備の考え方というのも一つの考え方かなと思っておりますので、そうしたことを踏まえて今後検討をしていくということになるかと思っております。

**9番（玉川君）** ご説明いただきました。十分に時間をかけて皆さんの声を聞いて、いい結果が出るようにお願いしまして、次の質問に入ります。

2. 性の多様性を尊重するために

イ. 町の取り組みについて

LGBTQという言葉が頻りに耳にするようになりました。性の在り方は、単に男性、女性だけではなく、生まれたときの戸籍上の性別、自分の性をどう思うか、性的に好きになる性、服装やしぐさ、言葉遣いなど表現する性により捉えられています。

その中で、自分の性別をどう思うか、性自認と言われるそうです。性的に好きになる性、性的指向と言われていています。などについて、少数派の皆さんが性的マイノリティー、LGBTと言われており、さらにQとして、性自認をしない、できない方、男女どちらにも性的に好きにならないなど、様々な方がいるということです。つまり、性自認、性的指向というものは、持って生まれたものであり、病気でもおかしなことでもないということです。ただ、数が少ないだけです。

日本財団ジャーナル、昨年10月の報道では、電通ダイバーシティ・ラボの2020年の調査によって、日本には約8.9%の人が性的マイノリティーに属していると伝えています。あくまでも公表されている人の数ですから、もっと多いのではないかと思います。

LGBTQの皆さんが社会的に受けている差別や不利益についての調査、これは様々な団体が行っています。例えば、LGBT差別禁止法を訴え続けているLGBT法連合会という当事者団体の調査では、あらゆる場面で差別やいじめがあり、職場ではパートナーやその子どもが法的な配偶者、子どもと認められず、扶養手当、家族手当、育児・看護休暇の対象とはならない。医療、社会保障、公的なサービスにおいても、パートナーの外科手術の同意書にサインできなかったり、家族ではないとして治療の情報が与えられない。公営住宅への入居について、家族でないことを理由として入居できないなどが訴えられているそうです。

個人のLGBTについての認知度について行った大手広告会社の2020年の調査報告では、LGBTという言葉について、前回2018年、68.5%だった認知度が80.1%、しかし、そのほかの性について、例えばQについては25%が聞いたと回答し、学校教育での必要性については、88%を超える人が必要だと回答したということです。

個人のレベルでの認知度を上げ、偏見・差別を解消し、人権を守るために進んでいくこと、最終的には国が動くことが求められますが、また、偏見や差別を受けたり、様々な社会的不利益を強いられている現状を変えていくことは、誰もが生きやすい社会をつくることになり、SDGsの観点からもLGBTQへの理解が不可欠ともされています。

そのためには、一番身近な行政にもできる範囲の役割を担ってもらう必要があります。後で細かく言いますが、人口カバー率70%を超える地域で行政が積極的に動き始めました。このことで、最近では日常的にLGBTQという言葉が聞こえてくるようになったのだと思います。

そこで、1、社会生活において不利益を受けているLGBTQの皆さんの人権を守るために、町はどのような活動をしてきたかをお聞きします。

次に、ロ、県のパートナーシップ届出制度の概要はについて。

長野県では、松本市が令和3年4月、駒ヶ根市が4年の4月、長野市が4年の12月からパートナーシップ制度を開始しています。しんぶん赤旗の5月27日の報道では、今年3月では272自治体だったものが、4月、5月に53増え、12都道府県18政令市を含む全国で

325の自治体がパートナーシップ制度を導入し、人口でのカバー率は、先ほど申し上げましたが、70%を超える地域となっており、都道府県単位では、青森、秋田、茨城、栃木、群馬、富山、静岡、三重、福岡、佐賀の10県、それと東京都、大阪府が導入済み。ここ長野県と島根も近々導入の予定という記事がありました。

さらに、県単位ではありませんが、全市町で導入済みなのが香川県、神奈川県でも今年度中に残る3市町が導入で、全市町が導入となると報道されました。

長野県でも長野県パートナーシップ届出制度を今年の4月20日に制定し、既に制度を導入している3市と連携をしています。この制度は今年8月から始まりますが、その概要について、1、県が率先してパートナーシップ届出制度を創設し、県下自治体にもこの制度が広がることになる。この制度の概要はとしてお聞きします。

次に、ハ、県との連携はについて。

この制度は、県が県のサービスを届出者に提供するものですので、町はどのように連携をしていくのか。その方針について、1、県との連携に向けた町の方針はとしてお聞きします。

以上、2、性の多様性を尊重するためについて、三つお聞きします。

**企画政策課長（伊達君）** ただいま、二つ目のご質問として、性の多様性を尊重するためにとのご質問を頂戴しました。順次お答えをいたします。

ご質問にもありましたように、近年、国内においても、LGBTQや性的マイノリティーという言葉が社会に定着してきておりますが、これは、性的指向や性の同一性・性の自認など、性の在り方が多数の方と異なる少数の方を示す、性的マイノリティーの方々の声がマスメディア等で取り上げられていることや、最近では、LGBTに係る法案の国会審議、同性婚に関する訴訟の話題が報道されるなどにより、認知度が急速に高まっているということが考えられます。

その一方で、性的マイノリティーへの理解は十分に高まらず、性的マイノリティーの方々は差別的言動に加え、異性愛や男性と女性の性別二元論を前提とした制度そのものに直面し、困難を抱えております。

私たち一人一人が、性的マイノリティーに関する正しい知識を身につけ、今まで当然と考えられてきた認識や制度について考えることや、一人一人異なる性の在り方の違いを尊重することが、性的マイノリティーの方に限らず、全ての方が生きやすい社会の実現につながるものと考えております。

初めに、イの町の取り組みについてのご質問ですが、町では、LGBTQを含め広く人権というテーマでの啓発や教育に取り組んでおり、各学校での人権の花運動の実施や、人権週間には関係団体と連携し、坂城駅及びテクノさきき駅での街頭啓発活動、また、毎年開催している人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会などの機会を通して、共に認め合い、共に

支え合う社会を目指して意識の向上に努めております。

加えて、企業の多い当町の特徴的な取組といたしまして、人権が尊重され差別のない明るい職場づくりを進めるために、企業人権同和教育推進協議会と町が連携し、毎年、新入社員を対象とした人権同和研修や、企業内人権同和教育推進員を育成する研修講座を開催し、企業内の意識啓発につなげるとともに、研修においては、性的マイノリティーに対する理解についても取り上げてきたところで、今後もこうした機会を捉えて継続的に理解促進を図ってまいります。

続いて、ロの県のパートナーシップ届出制度の概要は、また、ハの県との連携はのご質問にお答えいたします。

県では、時代の変遷に伴う家族形態やライフスタイルが多様化する中、誰一人取り残さない社会を実現するため、県と市町村が性的マイノリティーを含むジェンダーに関する現状と課題を共有し、必要な施策を研究するため、令和4年7月に市長会・町村会が推薦する市町村の担当課長等13名と県の担当部課長等による、県と市町村のジェンダーに関する施策の研究会を設置したところであります。

研究会の目的は、一つ目として男女共同参画と性的マイノリティーに関する現状と課題の共有、二つ目としてジェンダーギャップの解消、生き方の変化・多様化に向き合った施策の研究、三つ目として同性パートナーシップ制度を含む性的マイノリティー支援施策の検討を主とし、研究会の中では、パートナーシップ届出制度の運用についても協議が行われてきたところであります。

また、同年、令和4年10月に開催されました県と市町村との協議の場では、県の制度に対応する行政サービス、支援施策でありますけれども、行政サービスについては、市町村が足並みをそろえて実施できるよう調整をしてほしいという市町村長の意見を受けて、研究会での検討が重ねられてきました。

こうした経過を経て、本年4月に、多様性や違いを認め、共に支え合って暮らす社会の実現に向けて、性的マイノリティーの方々の生活上の障壁を取り除くことを目的とした長野県パートナーシップ届出制度実施要綱が制定されたところであります。

制度の概要としましては、双方またはいずれか一方が性的マイノリティーであるお二人が、互いを人生のパートナーとすることを県に届け出て、県は届出を受領したことを証する受領証を交付するもので、受領証の提示により、法令等の範囲内で一定の行政サービスを受けられる制度ということになります。

県では、7月10日から届出を受け付け、8月1日から受領証が交付され、サービスを受けられることとなります。

届出受領証を提示することにより受けられる県の行政サービスとしましては、県営住宅への入居申込み、県立医療機関における面会や緊急の治療の同意、県税に係る納税証明書の代理申

請、犯罪被害者等の遺族見舞金の給付申請、自動車税の身体障がい者等に対する減免などがございます。

また、県下市町村におきましても、県が交付した届出受領証の提示により、一定の行政サービスを提供するもので、提供に向け共通して取り組む行政サービスとしましては、市町村営住宅への入居申込み、パートナーが親権者とともに行う保育施設への入所申込み、公立病院における対応、罹災証明の代理申請、保育所・学童保育所への送迎、救急搬送証明等の代理申請、職員の福利厚生等となります。

町営住宅を例に申し上げますと、入居の資格要件の一つとなっている同居親族の範囲に、県が交付した届出受領証を持つパートナー同士も含むものとして、他の資格要件も満たす中で入居のお申込みをいただけるということになります。

市町村におけるこれらのサービスは、各市町村において速やかに提供するよう努めるとされており、当町におきましては、県と同様、8月1日からの提供開始とする予定で準備を進めているところでございます。

県及び県内市町村が歩調を合わせてこうした取組を行っていくことで、性的マイノリティーの方の生きづらさの障壁の解消に向けた実効性がより高まるものと期待するところであり、県と連携して制度の周知、啓発等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、町としましては、統一的に提供する行政サービス等のほか、ご要望などがあった場合には、法令等を確認する中で、メニューの拡充についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

**9番（玉川君）** 課長より説明いただきました。ちょっと疑問だったのが、県の制度だから県のサービスだけかと思っていたんですが、全県の市町村が一つになって、町の制度についても、サービスについても十分考えていただけるということをいただきました。

そして、まだ不足のものがあれば、町のほうでも十分考えていただけると。素晴らしい制度になるように期待をします。これを一つのきっかけとして、LGBTQの皆さんへの差別、これがなくなるように期待をしまして、玉川清史の質問を終わらせていただきます。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時32分～再開 午前 9時42分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、10番 山城峻一君の質問を許します。

**10番（山城君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、こども基本法並びにこれまで4回ほどやっておりますかね、びんぐし湯さん館について、大きく二つについての質問をいたします。

まず、1としてこども基本法についてです。

イとしまして、子どもの権利の普及について質問をしていきます。

昨年6月に国会において成立し、そして今年の4月に施行されたこども基本法ですが、それを踏まえて、今後の町の取組についていくつか質問していきます。

まず、こども基本法ができると同時にこども家庭庁も創設されて、そのこども家庭庁のホームページによれば、「こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約」、これについてはまた後ほど説明しますが、「の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについても定めています。」と書かれております。

ちなみに、このこども基本法の第1条の目的の中に、先ほど後ほど述べますと言った児童の権利に関する条約、これは一般的には子どもの権利条約と書かれておりますが、にも触れられております。

ちなみに、子どもの権利条約は、世界中全ての子どもたちが持つ権利を定めた条約であり、これができたのが1989年、もう30年以上前の11月20日、第44回国連総会において採択されました。

この条約を守ることを約束した締約国、地域のは数は196、世界で最も広く受け入れられている人権条約ということですが、日本は遅れること5年後、1994年に批准しております。

子どもの権利条約は、子ども、これは18歳未満の人のことですが、権利を持つ主体であることが明確に示されております。子どもが大人と同じように、1人の人間として持つ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって、保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定められています。

条約の採択は、世界中で子どもたちの状況の改善につながってきましてということが、これは日本ユニセフ協会のところに書いてあったわけですが、子ども施策を進める上で、子どもの権利条約、国と国とが定める法律ですよね、これをしっかり理解する必要があるのではないかと。私も最初に子どもの権利条約に出会ったのが10年以上、十五、六年前ですかね、子どもの権利に関する勉強会に参加したことがきっかけで初めて知ることができました。

そこで、質問になりますが、まず①として、この条約についての町の考え。条約だから従うべきだと多分、そういうことではなくて、私としてはこの条約を町がどう捉えて、これからどういうふうに生かしていくかということも踏まえて、それをお聞きます。

そして、2としまして、町としてこども基本法を理解する上で、この条約について学ぶ機会、先ほどのLGBTのこともそうですけれども、法律ができたから、じゃあということではなくて、やっぱりそれについてしっかり理解する機会をつくったほうがいいんじゃないかと。例え

ば講演会、研修会。しかも、これは町職員並びに学校教職員等々だけではなくて、例えば子ども自身、やはり当事者である子ども自身や一般向け、これは保護者も含めてですね。私などのような町に暮らす皆さんにも、それぞれ設けてはどうかということを提案というか、質問させていただきます。

そして、口としまして、これが結構重要なんですけれども、意見表明、意見反映についてです。こども基本法の条文は全部で20条あると。附則が2条でしたかね、あるわけですが、特にこの法律の第3条、また第11条が重要であると私は捉えております。

なぜ大事かということですが、第3条は基本理念が書かれております。基本理念に子どもの意見表明について、また11条、これは子ども施策に関する子ども等の意見反映ということが書かれておまして、意見反映、意見をどう反映させていくかという項目があるわけですが、こども基本法が施行されて、今、町において今後、子どもの意見、先ほど同僚議員のLGBTの話にもありましたが、子ども施策、複合施設もそうだと思うんですけれども、意見を聞く機会はあるのかどうか。個別のことではなくて、どういうふうに聞いていくのかも含めて、あとどういうふうに施策に反映していくのかも含めて、町側にお聞きしたいと思います。

そしてハですが、これはちょっとだいぶ大きな話になりますが、約10年ほど前ですね、長野県内で松本市が先に2013年に、そして長野県、県自体が2014年にそれぞれ子どもの権利条例、これは通称ですけども、を制定しております。

子どもの権利条例についていろいろ調べてみると、例えば県において、広域のところでは条例があるから、各市町村には必要ない、もしくはどうなんだろうという意見があるのは当然だと思うんですけれども、基礎自治体である町が、町として町を主語として子どもの権利を保障し、守り、そして普及し、啓発し、一層努力するという姿勢を条例制定という形で示すこともあっていいんじゃないか、むしろそういう町を目指すんだと。町長も子育て日本一、子どものことを真剣に考えていらっしゃるの言うまでもありませんので、やはりこういったものを、今後すぐではなくとも、考えていく。この町はこういうふうな権利をちゃんと保障している、もちろん、国としても県としても保障しているけれども、町としても一生懸命やるんだぞと。これは他市町村へのメッセージになるのと同時に、もちろん、町民そして何よりも子どもたちへのメッセージにもなるのではないかという思いも込めて、条例制定に対して町の考えを質問させていただきます。1回目の質問は以上です。

**町長（山村君）** ただいま、山城議員さんから、1としましてこども基本法についてのご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

初めに、イの子どもの権利の普及についてであります。子どもの権利につきましては、児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約として、1989年、平成元年11月20日の第44回国連総会において採択され、日本は先ほどもお話ありましたが、1990年、

平成2年にこの条約に署名し、1994年、平成6年に批准、発効されたところであります。

この条約は、世界の多くの児童が、今日なお飢えや貧困などの状況に置かれていることに鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもので、前文と54の条文からなり、第2条から第40条までにあらゆる暴力からの保護、これは第19条、健康・医療への権利、これは第24条、教育を受ける権利（第28条）、休息及び遊ぶ権利（第31条）など、児童が持っている様々な権利が確保されることなどが定められているところであります。

また、国の関係省庁や地方自治体が子どもに関する取組を講ずるにあたって、共通の基盤となるものとして、本年4月1日に施行されましたこども基本法におきましても、児童の権利に関する条約のいわゆる4原則、差別の禁止（第2条）や、生命、生存及び発達に対する権利（第6条）、自己の意見を表明する権利（第12条）、児童の最善の利益の考慮（第3条）などが加えられ、このほか、子どもの保護者が第一義務的責任を有するとの認識の下、子育てに対し社会全体として十分な支援を行うこと、子育てに夢を持てる社会環境を整備することの2項目を追加し、基本理念とされたところであります。

ご質問の児童の権利に関する条約についての町の考えであります。こども基本法の基本理念としても盛り込まれているとおり、子どもに関わる際の基礎となるものと認識しているところであります。今後におきましても、この条約及びこども基本法における基本理念等を念頭に置く中で、子どもに関する様々な施策に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

続きまして、条約を学ぶ機会を設けてはどうかとのご質問であります。子どもたちにとっては、保育園や学校において、友達と仲よく遊ぶこと、お互いの人権を尊重し自由に意見を言える生活を送ることなどが、子どもの権利を学ぶことに通じるものと考えております。

また、保育士や教職員につきましては、県等が実施する子ども主体の保育の在り方やインクルーシブ保育、子どもの人権教育などの研修に参加しているほか、町におきましても、広く町民の皆様方を対象として毎年開催しております、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会やふれあい大学等で、子どもを含めて様々な人権に係るテーマについても取り上げてきているところであります。

町といたしましては、子どもについての施策を実施していく上で、こども基本法や児童の権利に関する条約の理解促進は大変重要であると考えておりますことから、今後も機会を捉えて研修会等を実施していくほか、町ホームページなどにより広く周知してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、ロの子どもの意見表明、意見反映についての町の考えについてお答えいたします。

ご質問にありましたとおり、こども基本法の基本理念において、意見を表明する機会の確保が、また第11条では、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価す

るに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とされております。国においては、公募で集めた子どもや若者などからの意見を大臣などが直接聞く、子どもまんがなフォーラムを開催し意見を収集するとともに、子ども基本法で定められた子ども政策を総合的に推進するための子ども大綱を策定する審議会に、大学生の若者や子育て当事者を含めるなど取り組んでいるところであります。

当町におきましては、ご案内のように坂城中学校3年生が実際の町議会と同じ形式で行う模擬議会を平成28年度から実施してきたところであります。そこでは、中学校生活の3年間で町について学んできた集大成として、学習の中で疑問に感じたことや意見などを直接質問する場としてまいったところであります。

また、令和3年度に実施しました坂城高等学校と筑波大学との高大連携事業の中では、町の魅力をどうアピールするかというテーマに、生徒から提案いただいたところであります。その際に提案のありましたバラ公園へのベルアーチの設置に関しましては、先日のばら祭り開会に合わせまして除幕式を行い、公園を訪れた皆さまに楽しんでいただいているところであります。

そのほかにも、子ども・子育てに関わる全ての機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子どもや子育て支援を総合的かつ計画的に推進するための坂城町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、子育て中の保護者にニーズ調査を実施したほか、保護者の代表者に計画策定委員としてご意見をいただくなど、当事者等の意見の聴取や反映に努めているところであります。

今後におきましては、子ども基本法を踏まえる中で、当事者として、大人だけでなく子どもさんからのご意見をさらに聞ける場を増やしていければと考えているところであり、いただいたご意見に関しましては、少しでも施策に反映できればと考えているところであります。

続きまして、ハの子どもの権利条例制定をについてお答えいたします。

条例の内容につきましては、自治体によって様々であります。ご質問にありました長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例においては、基本理念として、子どもの人権が尊重されること、主体的に社会に参加できる環境整備などの五つを掲げ、あわせて県・保護者・学校関係者・事業者・県民それぞれの役割や、基本的施策などが記載されており、県民が子どもの育ちに関する理念を共有し、総合的に子どもを支援することを目的に制定されたものとなっております。

当町におきましては、子育て家庭や子ども一人一人に寄り添い、保育園や学校、町社協、NPO法人、ボランティアなどの関係機関等と連携し、一貫したきめ細やかな支援を続けていく中で、第2期坂城町子ども・子育て支援事業計画に掲げる「坂城の子は坂城で育てる」のスローガンの下、これからは担う子どもたちの成長を、保育園や学校関係者、ボランティアの

方々など地域の皆様とともに支え、子どもが心豊かで健やかに成長し、家族の喜びが笑顔になる未来に輝くまちを目指しているところであります。

支援にあたりましては、子どもの権利に関する条約や、国・県における法律等を遵守し、子どもの権利について意識した支援を続けることが第一と考えるところであり、条例の有無に関わらず重要なポイントであると認識しております。

そうした中で、条例の制定につきましては、今後の国や県等の動向などを考慮しつつ、必要に応じて研究してまいりたいと考えているところであります。

**10番（山城君）** 今、町長から非常に丁寧な説明をいただいて、ちょっと感激をしております。というのも、町長の答弁から先日のばら祭りのベルアーチの話が出まして、まさしくこれなんかは、子どもの意見を聞いていち早く取り組み、そして実現に至った。これはたまたまなのか、それはちょっとわかりませんが、町長の答弁を聞きながら、これは町としての取組、高大連携から始まって設置にまで至ったということで、非常にいい取組であったし、私もお祭りの開会式に参加した者として、うれしくも思い感動もしたということは、まず最初に述べさせていただきます。

それとまた、計画的に保護者の意見も聞いて、反映に向けてという話もありましたし、子どもの意見を聞く、そして反映させる。特に反映の部分ですが、子ども等の意見の反映というふうに書かれているんですね。なので、やはりそこには保護者である親御さんも含め、そして関係者、これも子ども等の等に入ると思いますので、やはりそういったところも町としてより一層取り組んでいっていただきたいですし、誇れるところではあるんじゃないかということも併せて申し上げさせていただきます。

そこで、ちょっと再質問を1個させていただきたいんですけども、ちょっと昨日もぎりぎりまでいろいろ調べていた中で、意見を聞く機会、これをどう設けるかというのは、今の時点では非常に難しいとは思うんですけども、例えば、質問する上で参考までになんですが、やはり聞く機会というのは定期的に持つ。つまり、あまり頻繁である必要があるかどうかは別として、やはり1回だけではなく、年に1回とか定期的にやるということが必要なのではないかと考えておりますし、あと、保護者に聞くという、意見を表明してもらおうということ、反映させるために聞くということもそうなんですけれども、どのように聞いていくか。つまり、例えば、坂城町の中で公募というのもなかなかないと思うんですけども、アンケート形式にしていくのかとか、決まっていない部分が多いかとは思うんですけども、聞く機会を定期的に設けていくのはどうかという提案に対しての質問と、あとは保護者から聞く場合にどのような形で聞くかというのを、ちょっと再質問としてここで質問させていただきます。

**子ども支援室長（橋本君）** 子どもの意見表明、意見反映についてのご質問にお答えいたします。

子どもの意見を聞く手段としましては、例えば小中学校の児童生徒全員に貸与されている端

末等を活用し、テーマごとのアンケート調査ですとか、意見の募集、必要に応じて対面による意見交換などが考えられるところがございます。

また、こども家庭庁におきましても、今後、子どもたちの意見ですとか保護者等の意見につきまして、反映の方策について、地方公共団体に向けて情報提供や支援がされるとのことですので、町といたしましても、そうしたことを参考によりよい取組を検討してまいりたいと考えているところがございます。

**10番（山城君）** ありがとうございます。再質問に対して担当課よりお答えいただきました。まだ始まったばかりの法律、施行されたばかりの法律ですので、町としても、そして県においても様々な苦勞をされているところが多いかと思えます。というのも、4月の冒頭に、県宛てにこども基本法について、やはり県民の方から質問、ご意見をいただいているのをちょっと印刷してきたんですが、やはり、非常に関心が深い法律であることが、これによってもうかがえるのかなと思えます。抜粋して読むと、やはり子どもの意見がどのような扱いになって、条例との絡みとか意見交換をどうやってやっていくかとかということが、どうやら質問の趣旨だそうなんですけれども。

これから本当に、町長からもありましたとおり、子どもたちもいろんな思いを持っているんですね。特に夢を持って語っている子たちが多い。もちろん、現実的じゃないものもあるかもしれませんが、でも、その子どもたちは、10年後、20年後、もちろん町から離れるかもしれませんが、でも戻ってくるかもしれません。でもそれは不確定的なので何とも言えませんけれども、夢を持っている子どもたちの夢に対して大人がしっかり目を向けて、気持ちを添えていくということが必要なのではないかというのを、再質問を聞いて感じたところであります。

この質問をするにあたって、坂城町は、若者子ども施策というものが充実していると私も改めて感じました。しかしながら、今回取り上げた子どもの権利についてや、先ほども同僚議員がLGBTのことにも触れましたし、私も以前ヤングケアラーについての一般質問をしましたけれども、そういった新しいテーマ、また、今もしくはこれからは社会的課題と見えるものについて、理解はもちろんまだまだ十分じゃない、むしろこれからその理解が深まっていくという期待もあります。

つまり、だからこれを一言で言うならば、他者、当事者への理解というのをどう深めていくかというのが、これは制度とか仕組みも含めて非常に大事になっていくんじゃないかと、行政にとって。いくら制度を整えても、住民の理解が進まなければ、やっぱりそこに穴があって、そしてそこに埋もれてしまう人がいるんじゃないかということを感じます。

SDGs、先ほど町長からでしたかね、ありましたとおり、SDGsの基本理念、「誰一人取り残さない」社会の実現と併せて、これはこども基本法の第1条ですね、全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現、これはこども家庭庁のこども基本法パン

フレットにありましたが、を指し、社会の課題に対して学びを深めていくことができれば、さらによい町になると思って、今回こども基本法について質問をさせていただきました。

続いて、湯さん館について二つ目の質問に移らせていただきます。

イとしまして、リニューアル後の状況についてお伺いいたします。

びんぐし湯さん館ですが、これまで何度となく一般質問させていただきましたが、昨年11月18日にリニューアルオープンし、半年余りが経過しました。言うまでもなく、新型コロナウイルス感染症の影響から多くの産業がその影響を受け、びんぐし湯さん館も来館者数の大幅な減少となっていました。とはいえ、リニューアルオープン後の年末年始には多くの方が来館したようで、ある来館者の方が、コロナ禍前のようなことをぼつりと私に言ったのを覚えております。

そして、先月27日から始まり、先ほどベルアーチの話もしましたが、先日11日に終了したばら祭りの期間中にも、多くの方が湯さん館に訪れたのを私も見ましたし、そういう話も聞いております。ちなみに、今月末までですけれども、入館料と、これは宣伝になっちゃいますかね。冷やし鶏天うどんがセットになっているさかきばら祭りセットも販売がまだされております。

リニューアルオープンから現在まで、このばら祭りセットの販売もそうですけれども、湯さん館において様々な取組がされております。ホームページによれば、例えばですけれども、春の回数券キャンペーン、これは3月31日に終了しておりますが、だったりだとか、今の鶏天うどんですかね、新メニューの販売だとか、これは私も利用させてもらいましたけれども、カレーフェア、これも5月の31日ですね、既に終了しておりますけれども、このような取組が振興公社の下でそういう取組が行われていますが、そこで2点、このところでお聞きします。

まず一つ目ですけれども、リニューアルオープン後の月別入館者数の推移、これについてお伺いします。これは入館料の販売区分、大人、小学生の区分でお願いいたします。

次に、私からいくつか提示しましたが、リニューアルオープンから現在までの主な取組、これはどういったものがあつたか、あるかをお伺いいたします。

ロですけれども、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5月8日から引き下げられ、今後はアフターコロナ、またはウイズコロナの時代になっていくのではないかと考えてはいますが、とはいえ、今後については何とも言えない状況ではないかとも思っています。いずれにしても、人の移動はますます活発となり、多くの方が長野県そして坂城町を訪れています。

今後ですけれども、入館者数を増やすために、町として振興公社と連携してという話になると思うんですけれども、町としての取組をお伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

**企画政策課長（伊達君）** 2. びんぐし湯さん館についてのご質問に順次お答えをいたします。

びんぐし湯さん館につきましては、平成14年のオープン以来、町内はもとより、町外からも大変多くの方にご利用をいただいております。この間、ご利用いただいている皆様をはじめ、地域の皆様の応援や、施設・設備の維持管理に携わる業者の皆様のご協力、また、町議会のご理解をいただき、長きにわたり運営を続けることができいておりますことに、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

町におきましても、末永く施設をご利用いただけるよう、開館から20周年となりました昨年、施設の大規模な改修工事を実施し、より魅力ある施設へとリニューアルを行ったところがあります。

まず、ご質問のイ. リニューアル後の状況についてといたしまして、昨年11月から今年5月までの月別の入館者数について、中学生以上の大人料金と小学生料金別に申し上げます。

なお、令和4年11月につきましては、リニューアルオープンをいたしました11月19日から同月末までの数値ということになります。

令和4年11月、大人7,120人、小学生256人、12月、大人1万7,189人、小学生708人、令和5年1月、大人1万6,521人、小学生823人、2月、大人1万6,607人、小学生585人、3月、大人1万5,015人、小学生577人、4月、大人1万5,458人、小学生605人、5月、大人1万7,662人、小学生846人です。

また、リニューアルオープンから現在までの主な取組といたしましては、施設の指定管理者である町振興公社において、まず、リニューアル工事による動線の見直しを生かした売店の充実や、食堂メニューの刷新を行っております。

また、ご質問の中で様々ご紹介をいただきましたけれども、そうした取組のほかにも、クリスマスチキンやおせち、恵方巻など季節に合わせた特別メニューの提供や、ゆず湯やしょうぶ湯などのイベント風呂、また、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、ばら祭り期間に合わせ、入浴料と食事をセットにしたばら祭りセットの提供など、工夫を凝らした取組を行っております。

特に、県外からも多くの方が訪れるばら祭りと合わせたばら祭りセットは好評をいただき、ばら祭り期間中で315セットのご利用をいただいたというところがございます。

次に、ロの今後の取り組みについてのご質問ですが、これまで同様、季節や時期に応じた各種催しなどに加え、町といたしましては、昨年リニューアル工事で新設されました屋根付の大型展望デッキでのイベントの実施や、拡張されたレストランでの懇親会、会議など、施設の特長を踏まえた活用が図れればと考えているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザなどと同等の5類感染症に位置づけられましたが、引き続き安心・安全にご利用いただける施設として、重症化リスクの高い方

への配慮や施設の衛生管理には十分に留意し、運営をしております。

いずれにいたしましても、温泉施設のサービスを末永く提供することができるよう、びんぐし湯さん館の泉質の良さや眺望のすばらしさとともに、町振興公社とも協力して、施設の魅力を十分に引き出し、今後もより多くのお客様にご利用いただけるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

**10番（山城君）** ただいま、担当課長よりご答弁いただきました。やはりリニューアルオープン直後の12月、これは先ほど年末年始がかなりの人出だったということと合致するわけですし、また5月、これはばら祭りの関係ということだと推測できるわけです。また、そのほかの月に関しても、月で1万5千人以上いるわけで、およそ30日であれば1日500人。それでも以前よりはもしかしたら、コロナ禍前よりは少ないのかもしれませんが、やはり人が戻ってきている、もしくはこれから戻ってくるであろうということを期待ができるわけでありますね。

ちょっと1個。やはり一つ再質問をしていきたいんですけども、運営自体は、指定管理者である町振興公社が行っているということは重々承知をした上でですけども、例えば、これは1年ほど前ですか、担当課長よりご答弁いただいたソーラーパネルの設置、これは非常に難しいということと言われて、リニューアルと併せてみたいな話を私はしたと思うんですが、そういうことも、今後防災の観点からやっていく。もちろんこれからそういうことも計画で考えていくべきじゃないかということも改めて伝えさせていただくとともに、あと、例えばこれで人出が戻ってきます、恐らく。それで、ある方からこんなことを言われました。たまに受付のカウンターに従業員さんがいらっしやらないと。たまたまいなかったということもあったのかもしれませんが。であるならば、今これだけ一般の民間のところ、いわゆる自動でバーコードをかざして、ピッと入館できる仕組みだとかもあるわけなので、例えばそういう自動受付機、これはいわゆる年間券とか、そういう半年券を持っている方専用になるのかもしれませんが、そういう設置というのも、長い目で見れば考えていったほうがいいんじゃないかということもあります。

そして、これこそが振興公社そのものへの質問になっちゃうかもしれないので、答弁できないかもしれませんが、例えばさらなる湯さん館の過ごしやすさを追求するにあたって、接遇研修をさらにやっていく。これは細かな話かもしれませんが、やはりそういった声も寄せられている。なかなか従業員の方に言いにくい、だから、町になんてましてや言いにくいというのがあると思うんです。そうなったときに、この自動受付機の話だとかソーラーパネルの話だとか接遇研修だとかというのが、やはりこの場において、ちょっと町として、総論的でも構いません。ちょっと再度それぞれについて一言でもお答えいただけたらと思いますので、お願いいたします。

**企画政策課長（伊達君）** ただいま、自動受付機であるとか接客研修といったような観点での再質問を頂戴しました。ご質問の中にもありましたとおり、施設の運営については、町振興公社ということでありますけれども、施設自体は町の施設ということでありますので、ただいまのご意見等については、振興公社とともに今後の課題として研究させていただきたいと、そんなふう考えているところでございます。

**10番（山城君）** ただいま担当課長より再質問のお答えをいただきました。もちろん、これが一足飛びに全てがうまくいくとは私も思っておりません。しかしながら、コロナ禍からウイズコロナ、アフターコロナを見据えた今だからこそ考えていく、今から考えていく必要があるのではないかと考えているからこそ再質問をさせていただきました。

先日ですけれども、これは日帰り温泉の集客に必要なことというコラムをちょっと読んだことがあります、その中に以下の六つがありました。それは、テーマを決める、定期的イベントを行う、お風呂以外で工夫を凝らす、ホームページで情報発信、SNS活用、多言語サイトで外国人集客というこの六つです。

ちょっと長くなりますが、一つ一つ深めていきたいんですけれども、テーマを決める。テーマを決めるのは、なかなかびんぐし湯さん館では厳しいのかもしれませんが、これはターゲットを絞るという意味なので、湯さん館は町の施設ですし、いろんな方に利用いただきたいということですので難しいとは思いますが、ただ、企画として、今のいい風呂の日、例えば70歳以上が安く入れる、これはターゲットを絞っています。そういったターゲットを絞った企画をするというのも、集客増を見据えたものになるのではないかと。

これにも関連しますけれども、定期的イベントを行う。これは言うまでもありません。定期的にイベントをやっていけばいいんじゃないかということですので、これは詳しくは述べませんが。

お風呂以外で工夫を凝らす。これも言うまでもないんですけれども、例えば湯さん館に今ありますけれども、いわゆるガチャガチャですね。こういうものを設置したりだとか、駄菓子の販売。これは本当に子どもたちが目を輝かせて、ついつい親御さんだったりおじいちゃんおばあちゃんが買っているんですね。単価としては決して高くはないとは思いますが、やっぱりそういう楽しみを付加させた、これはすごい私としてもいいものなんじゃないかなと思っております。

また、マネキン、これは湯上がりのスペースにマネキンを設置して、服を展示して物販に工夫を凝らしているということであると思うんですけれども、だったりします。

また、ホームページで情報発信、これについても言うまでもありません。今、びんぐし湯さん館にありますので、引き続き努力させていただきたいと思っておりますし、SNSの活用、これについても現状はフェイスブックですかね、湯さん館はありますけれども、今後については、ほか

のSNSも活用したらいいんじゃないかということにもつながると思います。

そして、最後です。多言語サイトで外国人集客。これは湯さん館としてそこまで望んでいるのか、思っているのかわかりませんが、これは再質問しませんが、もしかすると、国際交流協会も坂城町はありますので、そういったところとも連携して、坂城は企業もありますし、いろんな方が訪れます。外国人の方ももちろんいます。そういうことを考えれば、ここはもう今後町として、振興公社と連携してやっていくほうがいいんじゃないかとも思います。これは個人的感想にはなってしまいますけれども。

なので、私もびんぐし湯さん館のヘビーユーザー。これは以前、町長からそのように言っただけで大変光栄なんですけれども、やはりほぼ毎日行っているんで、いろんな方からいろんなことを言われます。すぐ実現するものもあったと思いますし、したものもあります。ですけど、その声はハード面からソフト面まで様々ですし、今申し上げたとおりかなり難しいものもありました。ただ、この声の中に、先ほど再質問で担当課長から答弁いただきましたけれども、今は現実的じゃなくても、これからやっていく、もしくはやっていけるものもあるんじゃないかということ、やはり質問のまとめの最後にはなりますが、申し上げさせていただきます。

そして、新型コロナウイルス感染症を経験し、社会がものすごい勢いで変化している現代社会です。びんぐし湯さん館に限らず、町全体、様々な分野で前例にとられ過ぎず、変えるものは変えていく、そういう姿勢がこれから私たちも含めて、個々人も含めて必要ではないかということを決意ですね、述べさせていただきます、私の一般質問とさせていただきます。以上です。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時26分～再開 午前10時36分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、11番 柗津明子さんの質問を許します。

**11番（柗津さん）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

先日の町長招集挨拶で、これからの4年間の位置づけと、「輝く未来を奏でるまち」の実現に向けた取組、新たなコンセプトである「チャレンジSAKAKI well being」について所信表明がありました。町長が掲げた4本の柱の中でも、特に国道18号バイパスや県道坂城インター先線などの交通インフラの建設促進と、健康、福祉、子育て等の新たな拠点となる新施設の建設計画が今後4年間の大きな柱になると思います。

そこで、今議会に上程された補正予算を踏まえ、順次質問していきます。

1. 公共施設の整備について

イ．複合施設について

町長の公約の柱でもある「高齢者や子供にやさしいまちづくり」の取組の一つとして、保健センターと老人福祉センターの機能を核とした複合施設建設があります。福祉、保健だけでなく、子育て、教育など複合的要素を付加し、多世代が活発な交流が図れる施設として、新たな形での少子高齢化対策の拠点としてくと所信表明がなされました。

そこで、1点お伺いたします。複合施設の建設に向けて、今年度の計画と、今後どのように進めていくのでしょうか。

次に、ロ．文化センター耐震補強・大規模改修工事について。

令和4年6月下旬から実施されていた町体育館耐震補強と大規模改修工事が終了し、3月28日に町体育館で竣工式が行われ、リニューアルした体育館は新しくボルダリングウォールやスクリーンが設置されたほか、オストメイトやおむつ交換台が設置された多目的トイレも新たに増設され、より使いやすくなりました。

5月14日には、新しくなった町体育館と文化センターで、第1回さかきっずフェスタが開催され、新しくなった体育館では子どもたちのステージ発表、文化センターではワークショップ、フードコーナーなどが立ち並び、子どもたちが思い思いに楽しみ、笑顔があふれていました。

今回の補正予算に計上された文化センターの耐震補強・大規模改修工事では、安心・安全第一で、さらに笑顔があふれる場所になることを期待しているところであります。

そこで3点お伺いたします。

1点目として、文化センター改修の目的はどのようなものでしょうか。

2点目として、工事の内容はどのようなになっているのでしょうか。

3点目として、工事期間中の団体やクラブへの対応はどのようなのでしょうか。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

**企画政策課長（伊達君）** 1．公共施設の整備についてのご質問のうち、私からは、イの複合施設についてのご質問にお答えいたします。

複合施設につきましては、町の長期総合計画や公共施設個別施設計画の中でも掲げられておりますとおり、老朽化した保健センターと老人福祉センターを単に複合化するものではなく、両施設の機能を核としながらも、子育て支援センターや図書館機能を付加することで、幅広い世代間の交流とつながりを生む、新たな少子高齢化対策の拠点となるよう整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

このように、大変多くの機能を備えた施設になることが想定されることから、これまでも関係課、関係部署間での打合せや役場内部での調整会議を重ねながら進めているところでありますが、今後も継続して情報共有を図りながら進めてまいります。

また、昨年度からは外部有識者の皆様による建設準備委員会を立ち上げ、今年度取り組んでまいります基本構想・基本計画の土台となる、施設整備の方向性についてご意見を頂戴しているところであります。

そうした中、SDGsの理念に照らし、誰一人取り残さないよう、多様な人々がそれぞれの目的で利用できること、またDXを積極的に推進し、施設の価値や行政サービスの利便性を高めていくこと、そして人がつながり、笑顔がつながるwell beingの実現空間を目指すことなど、施設整備にあたっての共通の考え方や方向性を確認いただけたものと考えております。

ご質問の複合施設建設に向けて、今年度の計画と今後の進め方についてであります。今年度は建設準備委員会の皆様で、昨年度とは別の先進地の視察及び今後に向けての課題の整理等を行った後、新たな構成メンバーを加えた建設委員会を設置し、これまでの方向性を踏まえた、さらに幅広い観点でのご協議をいただきたいと考えているところであります。

そうした中で、今年度につきましては、施設の基本理念や規模、スケジュールなど、複合施設の骨格となる基本構想とともに、施設における大まかなゾーニングイメージや機能レイアウト、概算事業費、施設の運営方法など、基本構想の肉づけとなる基本計画の策定を進めてまいります。

あわせて、基本計画や次年度以降の設計業務に必要となる用地及び地形の測量業務を実施する予定としており、本議会に所要の経費を盛り込んだ補正予算を計上させていただいたところであります。

先ほども申し上げましたとおり、次年度以降は基本設計、実施設計といった建設着手に向けての最終段階に入ってまいります。これまでご議論いただいた方向性を踏まえた、新たな少子高齢化対策の拠点づくりの実現には、今年度中の策定を目指す基本構想及び基本計画が大変重要になると認識しております。

こうしたことから、建設委員会等で活発なご意見をいただくとともに、関係各課が横断的に連携する中で、事業の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

**教育文化課長（長崎さん）** 私からは、ロの文化センター耐震補強・大規模改修工事についてのご質問にお答えいたします。

初めに、文化センターにつきましては、坂城町福祉センターとして昭和46年3月に竣工され、延床面積1,446平方メートルの鉄筋コンクリート造2階建てで、建設から53年が経過しております。

建設当時の資料では、現在の1階は大会議室のほか、宿直室、料理教室用の部屋が用意され、2階には結婚式場、会議室、クラブ室が3部屋、和室が3部屋、教育長室、事務室、図書室、浴室が配置されておりました。

その後、時代の変遷による利用状況の変化に合わせ、平成8年度に入りロドアを自動ドアに改修し、さらに平成14年には、結婚式場や浴室、料理教室、和室等を改修し、1階大会議室の西側に控室や作業室を増設するとともに、2階を利用される皆さんの利便性の向上を図るためエレベーターの設置や、1階に多目的トイレを増設するなど、使いやすい施設の維持に努め、町の文化活動の拠点として、公民館活動や各種文化団体の活動等、多くの皆さんにご利用いただいているところでございます。

ご質問の文化センターの耐震補強・大規模改修工事につきましては、施設の老朽化が進んでいる状況であり、また、令和3年度に実施した耐震診断においては、一部、耐震性の不足が指摘されていることから、ブレースを設置する耐震補強工事により、施設の長寿命化を図るとともに、利用者の皆さんの利便性を高めるため、施設機能を向上させる大規模改修工事を行ってまいりたいと考えております。

次に、工事内容でございますが、初めに、耐震補強工事は1階大会議室の南北の壁の強度を高めるため、耐震ブレースの設置及び既存の壁の耐久性を向上させるための外壁塗装や、外階段の補強などの耐震補強工事を実施いたします。

次に、大規模改修工事は、老朽化している屋根の改修及び防水工事を行うとともに、施設全体の省エネ化を図るため、照明のLED化や空調設備の更新、トイレの洋式化などを行う予定でございます。

また、大会議室においては、音響性能を向上させるための天井工事や音響設備の更新、さらに、ステージ裏の控室のバリアフリー化などを行う予定でございます。

さらに、現在2階にあります教育委員会の事務室につきましては、来客者の利便性向上の観点から、1階の玄関ホール横に移設をする予定でございます。

なお、今回の大規模改修工事においては、文化センターが町の防災計画上、中核避難所に指定されていることを踏まえ、緊急防災・減災事業債を活用して、災害時の非常用電源の備えとして太陽光パネルの設置と蓄電池も整備する予定でございます。

次に、工事期間中の文化センターの利用団体などへの対応といたしましては、改修工事の実施に向け、施設の引っ越し、整理作業などに時間を要することから、一般の方の施設利用につきましては7月から中止させていただく予定でございます。

文化センターは、町民の皆様をはじめ大勢の皆様が利用される施設でありますので、ご利用いただいております文化団体などには、文化の館や武道館、図書館などに代替となる施設を確保し、活動が継続できるよう対応してまいりたいと考えております。

改修期間中は、施設を利用される大勢の皆さんにご不便をおかけいたしますが、改修後は、町の文化活動の拠点施設となるよう、より一層、機能性の向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

11番（柁津さん） ご答弁いただきました。耐震補強や大規模改修を経て、町民の誰もが身体的にも精神的にも社会的にも幸福を実現できる「チャレンジSAKAKI well being」の拠点の一つになることを期待しています。

次に、2. デジタル化について。

イ. 町の対応は

生成AIという言葉が新聞、テレビ、雑誌等で話題となっています。生成AIとは、Generative AIのことで、プロンプト、つまり指示文に応答して、画像、文章、音声、プログラムコード、構造化データなど様々なコンテンツを生成することができる人工知能のことです。代表的なものはチャットGPT、Bing AI、Bardなどがあります。

政府は、行政手続のオンライン化や、官民でAI、つまり人工知能の土台となるデータの整備を進めるなどとする計画を取りまとめています。また、政府内の業務の効率化のため、国会議員や自治体職員向けに生成AIを活用した研修会を開催するなど、AI活用に向けた取組を進めています。

そのような中、全国の自治体で、初めて全庁的に試験導入した神奈川県横須賀市では、職員の業務効率化や住民サービスの向上、地域課題の解決に向けてAIを活用する事例が出てきており、今後はより多くの自治体でAIの導入が進められていくことが予想されます。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目として、生成AIに対する町の考えはどのようなものでしょうか。

2点目として、業務効率化のために導入予定はあるのでしょうか。

3点目として、急速に進むデジタル化の中で、デジタル推進室などを設け、業務効率化に対応したらどうでしょうか。

次に、ロ. 学校の対応は。

GIGAスクール構想に基づく1人1台端末を導入してから3年目となります。1人1台端末が目指すゴールは、全ての子どもが個別最適な学び、そして協働的な学びを両輪とし、よりクリエイティブな学びを展開していくことにあると私は考えます。

また、最近では生成AIの学び、教育への影響に関する議論も活発化しています。生成AIが今後ますます発展、普及していく中、その積極的な利活用に向けた議論を行っていくと同時に、AIへの過度な依存が学びや教育の質をかえって劣化させてしまう可能性や、AIの活用によって学習者が自ら考えたり感じたりする機会が奪われてしまうことについても考えていく必要があります。

そこで3点お伺いいたします。

1点目として、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末を導入してからの成果をどのようにお考えでしょうか。

2点目として、コロナ後のGIGAスクール構想をどのように推進していくのでしょうか。

3点目として、ICT化が進む中で、生成AIが学校の現場に与える影響は大きいと考えます。生成AIは先生方の業務効率化につながるのでしょうか。また、考える力の低下など、生徒への影響が懸念されますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

**町長（山村君）** ただいま、祢津議員さんから2番目としましてデジタル化についてのご質問をいただきました。私からは、イの町の対応はについてにお答え申し上げまして、ロの学校の対応につきましては、教育長より答弁いたします。

まず、人口減少や少子高齢化が進行する現代において、より利用しやすいサービスの提供や、労働力の減少を背景とした業務の効率化など、様々な場面でデジタル技術の活用が図られており、社会のデジタル化が急速に進んでおります。

そうした中で、昨今、大きな注目を集めているのが生成AI（Generative Artificial Intelligence）であります。従来のAIが大量のデータから特徴を学んで予測し、過去の経験から判断できる最善手段を導き出すためのツールであるのに対して、生成AIは、予測に加えて探索や計画を行い、新たなテキスト、文章や画像などを生み出すことができるもので、生成AIを活用することにより、設計や立案など、これまで人間の手によってゼロから生み出していたものが効率化され、短時間に最小限の労力により作業が実現できることが期待されているところであります。

また、デザイン設計などでも、先入観や固定観念がなく、膨大な情報を活用する中で、人間にはない創造性を発揮できるとも言われております。

今後、様々なサービスに生成AIが組み込まれ、日常生活やビジネス、教育などあらゆるシーンでその活用が広がっていくものと考えられ、ICTの新たな利活用の姿になっていくものと考えているところであります。

長野県においては、先月、生成AIサービスが業務の効率化につながることを期待され、必要に応じて活用すべきデジタル技術・サービスの一つであるとして、生成AIが組み込まれた会議支援ツールを使い、議事録の要約や挨拶文の作成などの業務を試行的に行っていくと発表されたところであります。

また、飯島町におきましても、県内で初めて対話型AIを試験的に導入し、業務の効率化や質の向上につながるか検証するとしており、全国の自治体でも生成AIの導入や活用の動きが出てきているところであります。

その一方で、生成AIサービスで個人情報や機密情報を扱った際に、機械学習などに使われ、ほかの情報と統計的に結びついた上で、利用目的以外に利用されるといったセキュリティ面での懸念がございます。応答結果が自然な文章で出力されるため、間違った情報があたかも正し

い情報かのようなフェイクコンテンツが生成され、そのまま活用されてしまうおそれなどがあることが指摘されているところでもあります。

こうした懸念がある中で、国の個人情報保護委員会においても、今月初めに全国の自治体に対し、行政機関が生成A I サービスを利用するに際しては、新たな技術に基づく公共的な利益の要請とのバランスに留意しつつ、個人情報の適正な取扱いによる個人の権利、利益の確保を要請するなど、改めて注意喚起がなされたところでもあります。

また、開発業者側に対しましても、同様の注意喚起を行うとともに、今後新たな懸念事項を認識した場合には、必要に応じて追加的な対応を行うことが伝えられたところでもあります。

生成A I は日々進化しており、こうした懸念に対応する中で、今後、行政において使用する各種システムに関しましても、生成A I サービスと連携させたものが順次開発されていくものと想定されているところでもあります。

生成A I に対する町の考えは、また、業務効率化のために導入予定はとのご質問ですが、町といたしましても、生成A I は、業務の効率化等において非常に有用なデジタルツールと認識している一方で、公的な使用には、個人情報や機密情報といったデリケートな情報の管理徹底や、誤った情報の見極めという点が大きな課題になると考えております。

こうしたことから、現時点におきましては、当町では直ちにサービスの導入は考えておりませんが、システム開発の状況確認と併せ、県内自治体の導入状況や先進事例の動向も注視し、研究してまいりたいと考えております。

次に、デジタル推進室などを設け、業務効率化に対応してはどうかとのご質問ですが、当町におきましては、第6次長期総合計画における共通テーマとして、「デジタル変革への取組み」を掲げ、町政全体におけるDXの推進を進めており、「チャレンジSAKAKI-DX」として、職員から提案のあった様々な業務におけるDX化に向けた施策について研究を進めているところでもあります。

ご質問のデジタル推進室といった個別の部署を新たに設けることにつきましては、今年度から企画政策課に担当職員を配置し、デジタル化への取組を進めることとしている状況や、全体の業務バランスにおける職員配置など、総合的に判断していく必要があるものと考えております。

**教育長（清水君）** 私からは、口の学校の対応はに關しましてお答えいたします。

初めに、G I G Aスクール構想に基づく1人1台端末の導入による成果についてお答えします。G I G Aスクール構想につきましては、全国の学校において、子どもたち一人一人の個性に合わせた教育の実現を目的に、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が行われたものでございます。

当町におきましては、令和2年度、町内小中学校に児童生徒向けの1人1台端末と高速通信

ネットワーク等の整備を行い、令和3年度から運用を開始いたしました。運用開始からこれまでの間、町学校職員会においては、個別最適な学びと協働して学び合う探究活動の創出を目標に、外部講師の指導を仰ぎながら、実践を通じた授業改善と1人1台端末の効果的な活用について研究を進めております。

運用初年度は、まずは端末を使用し楽しんで慣れるという段階からスタートし、現在では、1人1台端末を活用し、4人1グループでの学び合いを中心とした協働学習や、デジタル教材などを活用した個別学習を組み合わせ、学力向上に取り組んでおります。

ご質問の取組による成果としましては、まず、児童生徒の学力向上に対する効果という点においては、本格的な学習への活用から間もないこともあり、今後、全国学力・学習状況調査の結果などを基に継続的に検証を重ねていく必要があると考えております。

一方で、児童生徒による情報端末の活用能力、いわゆるICTリテラシーの面では、大きな進歩があると感じております。町内小中学校においては、授業だけでなく、児童会・生徒会活動やオンラインによる交流活動、プレゼンテーション作成など様々な場面で日常的に1人1台端末の活用が進んでおり、町内小中学校における端末の使用頻度は、昨年度の調査結果では、長野県、全国の平均を大きく上回っている状況となっております。

今後さらに、児童生徒が積極的に情報端末を使用し、習熟度が増していくことで、教科の見方・考え方を意識した量から質への転換を進め、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を図ってまいりたいと考えております。

これにより、デジタル教材やICT技術を活用した学習に取り組む土台となるとともに、この先、子どもたちが高等教育や社会人へと進む上で、情報端末の利用は欠かせないことから、児童生徒のキャリア教育という観点からも大きな価値があるものと考えております。

また、教職員側の校務改善の面においても、1人1台端末を活用し、児童生徒への課題やアンケートを実施することで、集計などの作業が省力化されたほか、学習の進捗状況の把握や教職員間の情報共有の効率化が図られるなど、効果があったものと考えております。

続きまして、コロナ後のGIGAスクール構想の推進に関するご質問でございますが、GIGAスクール構想に基づく学校現場におけるICT環境の整備は、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に急速に進められ、家庭でのオンライン授業など、1人1台端末の活用については、コロナ対策としての側面がクローズアップされたところでございます。

一方で、先ほども申しあげましたとおり、GIGAスクール構想の目的は、様々な資質や個性を持つ一人一人の児童生徒に最適な教育を実現するものでございますので、引き続き、教育現場におけるICTの活用、デジタル化を進めてまいりたいと考えております。

また、町といたしましても、学校における良好なICT環境を維持していくとともに、教職員の異動に関わらず学校におけるICT活用を進めるため、専門的な知識のあるICT支援員

による教職員へのサポート体制を継続してまいりたいと考えております。

次に、学校における生成A Iの活用についてのご質問にお答えいたします。

チャットG P Tに代表される生成A Iについては、教育現場においても、児童生徒の学習のサポート、教職員の負担軽減の面から大きな効果が期待されております。特に、児童生徒が一人一人の興味や関心に応じて、いつでもA Iとの対話により学び、理解を深められることが大きな利点であると思われまます。

また、A I、人工知能は、今後、社会の様々な場面で活用が広がることが想定されますので、A Iの特性等を踏まえた上で、児童生徒がチャットG P Tなどのサービスの利用を通じてA I技術に触れる機会を得られることは、学習を進める上で有効なことと考えております。

既に、一部の自治体では、学校において生成A Iを校務改善等に活用する取組が進められているとお聞きしております。将来的には、町内小中学校においても、先進的な事例を参考に、各校の授業や校務における課題解決に向けて、学校においても生成A Iの活用を進めていければと考えるところでございます。

しかし、その一方で、児童生徒による生成A Iの利用にあたっては、様々なリスクがあることから、慎重に進めていく必要があると考えております。

生成A Iについては、町長の答弁にもございましたが、A Iが間違った回答や児童生徒に悪影響を及ぼす内容を提供するおそれがあること、生成A Iの利用を通じ、個人情報の流出や著作権の侵害が行われることなどが懸念されております。また、作文を生成A Iに依存することで、児童生徒の国語力や自ら考える力が育まれないのではないかという指摘もございます。

学校においては、児童生徒による生成A Iの利用にあたっては、そのリスクを十分に理解させ、適切な利用について学習するとともに、利用方法に一定の制限を設けるなど、無秩序な利用が広まらないように歯止めをかける必要もあるものと考えております。

こうしたことから、現在、文部科学省において、学校における生成A Iの利用に関するガイドラインの作成が進められているほか、県教育委員会においても教育現場における生成A Iへの対応について検討を行っているとのことであります。

町といたしましても、今後、示されるガイドライン等を踏まえた上で、教育環境の向上と児童生徒の学習支援を図ってまいりたいと考えております。

**11番（柵津さん）** ご答弁いただきました。学び、教育の場面で生成A Iの使用を禁止することが現実的でないとすれば、A Iの適切な利活用の方法などを議論していくことが今後重要となります。

生成A Iの一つでもあるチャットG P Tに、生成A Iが学びや教育に与える影響についてを尋ねると、個別化された学習体験、質問への応答とフィードバック、学習素材への生成、創造性と批判的思考の促進といった回答が返ってきました。これらは果たして適切な回答なのか、

それとももっともらしいのにすぎないのか、やはり最後は自分で考え、自分で判断する力、正解のない時代に必要とされる問う力を身につけることが大切なのだと感じました。

まとめとしまして、議員1期目は経験したことがない災害、想定しようがない未知の感染症で、危機管理能力など幅広い能力が問われた4年間となりました。5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ移行され、今後はリアルタイムで感染状況がわからなくなり、高リスクの人をどう守るのか、ワクチン接種は今後どうなるのかなど、まだまだたくさんの課題がありますが、ここで一区切りであることは確かです。

ここに至るまでの医療関係者の皆様、町理事者、町職員の皆様、そして全ての皆様のそれぞれの立場でのご尽力に感謝しかありません。感染症によって顕在化された課題に対応し、新たに見えた前向きな動きなどを形にしながら、社会がアップデートされればと思います。

最後に、私たち議員が握るマイクは、単なる言葉を通す道具ではありません。人々の暮らしや命がかかっています。坂城町議会には14人の議員がいます。山の登り方は違えど、世の中をよくしたいという到達点は共通していると思います。言葉の重さや自分の投じた1票の重さを肝に銘じ、坂城町内を鳥の目で俯瞰し、虫の目で町民に寄り添い、坂城をwell beingな町を掲げ、4年間精進していきたいと思います。以上で私の一般質問は終わります。

**議長（滝沢君）** ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(休憩 午前11時11分～再開 午後 1時00分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、2番 中嶋 登君の質問を許します。

**2番（中嶋君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

さて、このたびの選挙におきましては、町長は4選目の出馬でありましたが、見事な高得点でのご当選でありました。おめでとうございます。

我が議会におきましても、新人議員6名が新たに加わり、新体制となり、約半数の議員が新しくなりました。そして3期2名、2期4名の議員に、私と大森議員が6期目であります。4期、5期の中間の議員がいなくなってしまったとの心配の声も聞こえましたが、平均年齢もだいぶ下がり、若返り議会となりました。やはり、時代を変えていくのは新しい風であり、若い力であり、大いに期待をするものであります。坂城町をよりよき町とするよう、頑張っているではありませんか。

さて、質問に入ります。

1. 高齢者の健康増進について

イ. 後期高齢者医療保険加入者の医療費について

団塊の世代が高齢となってまいりました。団塊の世代とは、日本において第1次ベビーブー

ムが起きた時期に生まれた世代を指すものであります。第2次世界大戦直後の1947年、昭和22年から1950年、昭和25年に生まれた人たちであります。私が何を言いたいかというと、この時代に日本という国は大勢赤ちゃんが生まれたんだと、こういうことであります。じゃあ、どのぐらい生まれただやということをちょっと述べさせてもらおうと、まさに私も団塊の世代、町長もしかりだと思えます。同世代であります。

当時、中学の話をしてみると、私は中之条中学1年生でありました。当時は坂城町に中之条、それから旧坂城、それから村上に三つの中学校がありました。それで、私が2年のときです。統合中学という言葉を使いました。坂城統合中。じゃあ、それ前は何だいというと、分校という名前になっていました。中之条分校、村上分校、坂城分校。これが坂城町が一つに合併したもので、中学は一つにしようじゃないかと。そこでみんなに勉強してもらおうと、そういうことになって、これがまさに今私が申し上げました団塊の世代だったんです。

まあマンモス校でございました。今は、ちょっと教育長にしっかり聞かないとよくわからないけれども、今、坂城中学は3クラスでしたっけ。3クラスになっちゃった。我々の頃どうですか。9クラスですよ、皆さん。これが団塊の世代なんです。同じ坂城町の中で、坂城中学、あその学校を私は出たんですが、そのときに何と9クラス。今の30人学級なんてそんなもんじゃなかったですね。1クラス大体48人から50人、これが8クラス、9クラスあったということでした。

さて、そんな団塊の世代ということでありまして、要はそんなに大勢いたというのが我々世代だということでもあります。この団塊の世代が後期高齢者となってきておるわけであります。これ私は、何年か前にこの質問をしたことがあるんですが、医療費が長野県下でワーストワンになったときがあった記憶があるんです。えらいことだと。長野県中で一番たんと医療費、金を使っているわけです、坂城町が。というようなことがございましたので、これはある意味、おさらいのようなこととなりますが、10年間の順位と医療費の推移をお尋ねするものでございます。

それから、口といたしまして、びんぐし湯さん館70才以上の町民の入場料を無料にということをお話し申し上げたいと思えます。

昔から農繁期が終わり農休みになると、健康維持のため、温泉、これは湯治ですね、行っていたようです。この辺からも大勢湯治に行かれていたようです。これは今流にいうと温泉療法での治療ということであったかもしれません。そのような貧しかった坂城町を、貧乏な町だったんですよ、この坂城町も。工業の町になる前は。中之条大根しか取れなかったんだ。今じゃかっこのいい言い方でねずみ大根なんて言っていますが、そんな時代もあったということです。

この貧しかった坂城町をですね、高度成長期とともに県下一の工業の町にするために頑張って頑張って働き、町税を納めていただいたまさに70歳以上の町民の健康増進のために、びん

ぐし湯さん館の入場料を無料にすべきであると、私にご提言を申し上げます。町のお考えをお尋ねいたしまして、最初の質問といたします。よろしく申し上げます。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 私からは、1の高齢者の健康増進についてのご質問のうち、イの後期高齢者医療保険加入者の医療費についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村で構成する長野県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しているもので、資格の認定や保険料の決定等を行っており、町の業務といたしましては、保険料の徴収と各種相談申請や届出の受付などを行っております。

基本的には、通常ほとんどの皆さんが75歳の誕生日を迎えられたタイミングで、これまで加入されていた国民健康保険や社会保険などをやめ、後期高齢者医療保険に加入することとなり、医療機関の窓口で提示する保険証も後期高齢者医療被保険者証に変わることになります。

また、75歳以上の方のほかに、65歳から74歳までの方で、一定程度の障がいがある方が加入を希望された場合には、後期高齢者医療被保険者に移行することができる制度となっております。

令和5年5月末現在、町の後期高齢者医療保険の加入者は3,096人で、年々微増している状況であります。

ご質問の、後期高齢者医療保険加入者の1人当たり医療費の額及び県内での1人当たり医療費の高いほうからの順位につきまして、直近10年間の推移を申し上げますと、平成24年度92万6,373円で1位、25年度92万763円で1位、26年度93万5,234円で1位、27年度94万8,728円で3位、28年度89万2,481円で5位、29年度90万124円で5位、30年度88万7,462円で11位、令和元年度85万4,061円で25位、2年度84万4,137円で19位、3年度93万6,953円で6位となっております。

申しあげましたように、後期高齢者医療保険に加入する町の被保険者の皆様が、医療機関等を受診された際や薬を処方された際などにかかる医療費につきましては、年度によりばらつきはございますが、県内で見ましても、ほかの市町村と比べ高い状況にあると捉えているところであります。

**企画政策課長（伊達君）** 高齢者の健康増進について、私からは、ロのびんぐし湯さん館70才以上の町民の入場料を無料にとのご質問にお答えをいたします。

びんぐし湯さん館は、坂城の街並みと千曲川を一望できる絶好のロケーションに位置し、午前中の山城議員さんのご質問にもお答えをいたしましたが、平成14年の開業以来、大変多くの皆様にご利用をいただいているところであります。

施設には、様々なスタイルで良質な温泉をお楽しみいただけるよう、大浴場やイベント風呂、石風呂、露天風呂などを備えるとともに、サウナ風呂も完備し、運動浴槽では、浮力を生かし

た個人での運動や水中運動教室にもお使いいただけるほか、隣接するびんぐし公園でのイベントやレジャー活動、スポーツ活動などと併せての利用など、多目的にお使いいただける施設となっています。

また、湯さん館では、より快適により魅力ある施設となるよう、10年ごとに大規模な改修工事を実施しており、昨年のリニューアルでは、老朽化した空調設備やシャワー設備等の更新のほか、屋根つきの大型展望デッキの新設、レストランの拡張、フロント周辺の模様替えと動線の整理などを行い、利用者の皆様から好評をいただいているところであります。

施設を利用される皆様には、入浴のほかにも、ゆったりとした大広間でおくつろぎいただいたり、和室やレストランを貸し切ったの会合や懇親会、ご家族・ご親戚での利用など、ご質問にありましたように、健康増進の場としてだけでなく、くつろぎの場として、あるいはコミュニティ活動や交流の場として、さらには近しい人との団らんの場として、それぞれのニーズに合わせてご利用いただいているものと考えております。

施設の指定管理者であります坂城町振興公社では、このように、いろいろな用途でお使いいただけるびんぐし湯さん館をより多くの方に利用していただくよう、町民優待割引券の配布、JAFや消防団、ながの子育て家庭優待パスポートなど各種会員割引制度などを設け、幅広い世代の皆様にご利用いただきやすい施設運営に努めているところでございます。

こうした中、特に高齢者の皆様のご利用も多いことから、高齢者向けの特別な施策として、75歳以上の方の年間券や半年券での優遇価格を設定し、年間券または半年券のうち約4割を75歳以上の方にご購入いただいております。また、毎月11日と26日のいい風呂の日には、70歳以上の方の入館料の割引も実施しているところであります。

こうした割引などの対応につきましては、施設の経営において、利用者の増加につなげることができ一方で、施設を維持管理していくための原資となる入館料収入が減ってしまうところでもあります。

新型コロナウイルス感染症の影響で減少した入館者数は、徐々に回復傾向にあるとはいえ、昨今の電気や灯油、食材などの価格高騰により、当町に限らず温泉施設を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

ご質問の、70歳以上の町民の入館料を無料にとのことのご提案につきましては、より多くの方にご利用いただくための貴重なご意見と受け止めてはおりますが、一方では、施設をご利用いただく皆様に、広く一定のご負担をお願いする中で、快適で良好な施設環境を維持し、安定したサービス提供を継続することができております点につきましても、ご理解をいただきたいと存じます。

こうしたことから、70歳以上の方の入館料無料化につきましては、施設利用における負担の公平性や、経営面、運営面といった総合的な視点から慎重な判断が必要であると考えている

ところで、びんぐし湯さん館では、現在実施しております各種割引を基本とし、昨年のリニューアル工事で新設をしました展望デッキや拡張したレストランの有効活用など、町振興公社と協力して、より快適でご満足いただける施設運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**2番（中嶋君）** ただいま、両課長よりるるご説明をいただきました。前に私がここで一般質問したときもそうでしたが、平成25年ですかね、1番なんていうのは金メダルのような気がしているんですがね、ひっくり返しの話でもって、これはワーストのほうですね。ちょっとこれはあまり喜ばしい話ではないですよ。坂城町が長野県で一番たんと銭を使っている。病人だらけじゃないかと。恥ずかしい話ですよ、これは本来。課長にるるご答弁いただきましたのでね、平成25年が一番けつだ、一番びりだと。26年も1番。27年は最後から3番目だとか。これは平成30年、それから令和1年、令和2年は、11番目だとか25番だ19番でいいなあとと思ったら、よくよく考えたら、これはそうじゃないんだ。コロナだからだ。何でコロナのときに、それじゃあ坂城町の年寄り、私のことを言っていますが、あんまりそういう言葉を使うと怒られるから、高齢者の方はですね、えらい銭を使わなかった。コロナだから病院に行っていないじゃねえかな、これ。それでこういうデータが出てくると私は思うわけです。

このままずっと推移して行って、将来は少なくとも長野県の真ん中ぐらいのところへもって行って、健康に皆さん留意をしてもらえれば、一番これは坂城町のためになるし、県のためにもなるし。そう思うわけでありませう。それが何と、令和3年になったら、今、課長にお尋ねすれば、また6番目になっちゃった。一番最後じゃないですがね。77ぐらいあったのかな、長野県は市町村が。この中で6番目というのは、町長も思いますでしょう、あまりいい傾向じゃないですよ、これ。6番なんていうのはね。何とかこれをまた考えていかなきゃいけないと私は思いますよ。

これざっくり、私も調べてみたら、長野県全体と比べると、町長ね、坂城町は大体我々世代だと思いますが、高齢者でありますからね。10万円多く使っている、坂城町は。長野県平均と比べると。これはざっくりですがね。細かな数字は1円、2円になるんでしょうけれども。ざっくり言うと、大体長野県で坂城町は高齢者が10万円多く使っちゃっている。

ただ、私は金を使ったから悪いとかね、金が少ないからいいとか何とかっていう、そういう私は問題をここで取り上げているわけではないんですよ。坂城町の方は、さっき私も申し上げましたように、それこそ貧乏な町だったのが工業の町になって、それこそ長野県でも1番、2番の坂城町になったわけです。今はこんなに団塊の世代の人たちが、うんと苦勞してこの坂城町をよくしたんですよ。そしたら、団塊の世代の人たちが長野県で一番病気になって、一番お医者様に診てもらっている町になっちゃった。金はうんとたまってね、税収もうんと上がってはいるけれども、自分たちがそんなになっちゃったんですよ、現実として。

だから、私は何をここで言いたいかといいますとですね、70歳を過ぎた人たち、一生懸命坂城町をよくして、びんぐしだってね、あれのルーツを考えればね、あれは坂城町の金で建ったんですよ、あそこのところは。その昔ね、町長なんかはよく知っていると思いますがね、日本中へ、各市町村へ1億円を施策として、ちょっと言葉が悪いんですが、国がばらまいた時代があったんですよ。そのときに、金のインゴットを買っちゃったとか、宝くじを毎回買ってみろとかね、面白いところもあったんですよ。

我が坂城町はですね、本来ね、この坂城というところは、温泉なんか出ねえところ。戸倉上山田が出ているから、すぐそばだから出てくるんじゃないかいうんだけど、湯脈の線が違うんですよ。坂城にはない。坂城は、大昔から温泉なんか出るところじゃなかったんですよ。2か所か3か所、鉱泉が出る場所はありません。少し温かい、そんな程度。

だけど、今のこの時代、技術が相当上がったもので、1億円あれば、地球のどこかかわかりませんが、相当深く掘っていける。必ず出るんですよ、どこを掘ったって今の時代は。それを坂城町の当時の議員たちは、町長が考えて、おいそれじゃあ坂城町は温泉がないから、何とか温泉を掘らずと。それで1億円を全部そこへ注ぎ込みまして、出たと。うれしかったですね、皆さんね。もう町会議員、町長を含めみんなで万歳したようなお話も承っております。そういうことで、びんぐしを造ったんですよ。だから、よく考えてみれば、税金で造ったものなんだというのは間違いない。

だから、何が言いたいかというと、70歳になったらあと何年生きるんですか、私たちは。100歳まで生きたって、こうやって勘定していればえらいことだわなど。その人たちがやっぱり健康でいてほしい。

あまりこういう言葉を使うと、また登がそんなことを言いやがってとまた怒られるんですが、びんころなんてね、佐久のほうにびんころ地蔵なんていうのがありますけれどもね、そこまで言うと言い過ぎになっちゃって、自分のことを言っているからいいんだけど。要は、それこそ健康年齢を長く坂城町の人に保っていただきたいというのが目的でございます。でありますから、私の一番言いたいのはですね、それこそ、この坂城町をよくしてくれた70歳、しかも税金をたんぱく払ってくれた皆さんに恩返しとしてですね、70歳になったら、ひとつ山のほうへ登ってきておくんなど。びんぐし湯さん館を無料にしますよと。それで皆さんに健康になっていただいてですね、健康年齢を延ばしていただいて、それで余生を悠々自適に送っていただければ、坂城町としてそんな恩返しは私はないと思っております。

ここでね、第2質問をやって、それじゃあ課長どうするだ、ただにするか。町長、いいところにいたから、ちょっと答弁してなんてことは、私は申し上げません、今回。ただ、これは、やはり町長はじめ課長さんたち皆さんでよくお考えになって、坂城町の70歳以上の皆さん、高齢者の皆さん、そして団塊の世代の皆さん、できれば健康増進のために取り組んでいただ

れば、私はありがたいと思うものであります。答弁は要りません。よくご検討なされてください。またやりますよ、ここで。どうなった、研究しといたかと言いますよ。それまでのお楽しみであります。

それでは、第2質問に移っていきたいと思います。

## 2. 五里ヶ峯トンネル横坑について

### イ. 横坑の歴史は

町の宝である横坑を今までどのように利用してきたかをお尋ねいたします。

### ロ. 最近の動向は

横坑内でのホワイトアスパラは、中沢町政の頃、「銀河の貴婦人」というすばらしい名前をつけたり、試作ではありましたが、アスパラ焼酎まで造って一世風靡をした時代もありました。私も試飲をいたしました。ちょっとアスパラの匂いがしましたが、摩訶不思議な焼酎まで造ったという時代も、この我が坂城町にあったんですよ、皆さん。そうは言いましても、その事業を横坑の中で始めたんですが、採算が合わないということでやめてしまった経過もありました。

その後、1年くらい前でしたかね、今度は違うグループが始めたということで、後利用として施設を引き継いだと、こう聞いておるわけですが、その後、事業が成功したのかどうかをお尋ねする次第でございます。

### ハ. ぶどう酒の貯蔵庫に

中沢町政の頃、蚕棚のようなものを作って、ワインをたくさん入れる貯蔵庫を私は提案いたしました。その後、坂城町でも山村町政となり、山村町長のご提案でいよいよさかきワインもできました。また、こういう時代になりましたので、原点に戻って、私の提案をいたしました五里ヶ峯トンネル横坑でブドウ酒貯蔵庫をつくることを再度ここでまたご提案を申し上げます。この一般質問は、今年の3月議会でもお尋ねをしております。ちょっとおさらいになりますので、再度お話をしておきたいと思っております。

さて、ここで私は2回も視察に行つて研究をいたしました山梨県の甲州市、勝沼にある横坑を利用したブドウ酒貯蔵庫である勝沼トンネルワインカーヴの事業内容を報告しておきます。

約300メートルのトンネル内に、ワイン収納部のうち入り口近くの100メートルは個人のワイン収集家が利用できるスペースでありました。1区画、コンテナ一つでございますが、720ミリリットルのボトルなら300本まで収納できて、全部で260区画あり、1区画年契約で5万円とのことでありました。私も1区画をお願いしましたが、全部埋まっておるので順番待ちで何年後になるかわからないと、こう言われました。

ということはですね、例えば子どもが生まれたと。この子と20年後にワインを飲もうじゃないかと、ワイン好きなお父さんが考えて、こういうところへお願いしたんです。それで、1年に1回は必ず、どれぐらい自分のワインが成熟しているか見に来てくださいますと、こんな条

件だそうです。そうすると、必ずそこへ見に来たときに、子どもが5歳になったと、二十歳前にあれだったんだけど、ちょっと5年たったから飲んでみてえななんていうことでね、5本だけ持っていった。その代わりに、もったいないからね、空間が。じゃあ5本、ここの地域のワインを一つ入れておこうと、またそこへ入れるというようなことが繰り返される。それで、いよいよ20年たったと。子どもと俺は成人したから一緒に飲もうとって、みんな持っていった。またもったいないから、そこへまたね、さっき言いましたように、また300本ちょっと金出して買ってそこへ入れて。これはまた私がいくつになるか、誕生日がどうたらだからとって、そこへ置いておく。

そういうことでありますから、今の区画はですね、260区画あるんですが、空きがないんだそうです。また頼むわと。例えば変なことを言っちゃいけません、じいちゃんが好きでやっていたと。じいちゃんが亡くなっちゃったんだと。また息子が行って、じいちゃんが亡くなっちゃったけど、このまま継続させてくださいと、私ワイン好きなのでというようなことで、260区画空きがないんだそうです。

だから、私もちょっと、もしよかったら、5万円だったらいいわ、ちょっとやってみようかなと思ったら断られちゃったと、こういうことなんです。理由を聞いたら、今私がお話し申し上げたような、そんな理由なんです。継続していっちゃうというようなことですね。

そこで、当然その担当者の皆さんに、私は視察でしたから、いろいろQ&Aで聞いたりもした。そのときに、実は我が町にも横坑があり今研究しているんだという話をすると、何と何と、お客様を紹介するから、ぜひ貯蔵庫をおつくりになってくださいよと。いいんですかと。いいんじゃないですよと。260区画あるんだけど、とにかくもう満タンで、もう空きを待っている。坂城町さんでつくっていただければ、お客様はみんなご紹介申し上げますよと。なお逆に、坂城町さんでおつくりになってくださいなんていうのは、またいろんな意味でアドバイスはいろいろ申し上げますなんていうことも言っておられました。

だから、今お話し申し上げましたように、1区画が5万円で260区画ですから、ちょっと計算して、もうざっくりですが、年間大した金額じゃないと思いますが、それでも1,300万円が町の懐に入ってくる、こんな状況になるわけですよ。そしてね、これが今の勝沼のところは300メートルくらいのトンネルですよ。ちょっと小さめでした。

我が五里ヶ峯のトンネルは600メートルくらいあったような気がしますよね。それからかいやね、相当。そう考えれば、私は少なくとも勝沼の10倍、またもしかしたら20倍のですね、収益が上がると思っています。そうすると、これもざっくりですが、1億円ぐらいなのは毎年入ってくるんじゃないかと。ちょっと経過がありますがね、今日やったから今日から入ってくるんじゃないかと、少し時間はかかりますが、それでも継続的に100年の目的でもよろしゅうございますがね。少なくとも1億円ぐらいのものは毎年毎年毎年毎年入ってくるん

じゃないかと。私は、こんなふうに思うものであります。

だから、そうは言いましても、そういうことを考えると、さっきのびんぐし湯さん館をただにしると言ったら、ただにしてしまえば金が入ってこないからなんていうようなご理論もありますが、こういうようなところをちょっとアイデアを使ってね、総合的に考えれば、なおかつ金は残るは、びんぐしは70歳以上の年寄り全部ただにしちゃうだとか、そんなことは私はそんなに難しいことではないと思います。

ですから、私はですね、必ずやこの事業は行うべきだと、こう思うものであります。この提案をいたしまして、2回目の質問とさせていただきます。以上であります。

**町長（山村君）** ただいま中嶋 登議員さんから2番目の質問としまして、五里ヶ峯横坑作業用トンネルについてのご質問をいただきました。順次お答えします。

五里ヶ峯横坑作業用トンネルは、長野新幹線の本坑掘削時に資材搬入や掘削した土砂等を搬出するために造られた作業用のトンネルであり、平成8年に旧鉄道建設公団から無償譲渡を受けたものであります。

横坑作業用トンネルは、坑口からの延長が730メートル、気温が年間を通じて16度前後で、湿度は70から90%と高く、新幹線本坑からは毎分1.2トンもの湧出水が流れており、こうした貴重な環境条件を生かした特色のある利活用が求められておりました。

このような中で、町では信州大学や長野県農協地域開発機構、県野菜花き試験場、工業総合試験場などの協力を得ながら、主に観光や農業分野での利活用を模索してきたところであります。

その中で、町では、長野県がアスパラガスの産地であることに着目し、県の試験研究機関の協力を得ながら、トンネル内でのホワイトアスパラガスの実証試験に取り組み、その栽培方法を確立いたしました。そして、平成15年度には生産組織が立ち上げられ、冬の期間の副次的な農業生産活動としてホワイトアスパラガス「銀河の貴婦人」の生産販売に取り組んできたところでありますが、数年前より労力の確保が難しくなったことなどから、やむなく生産を休止していたところであります。

このような状況の中、令和3年には、町内の青年農業者の有志により、ホワイトアスパラガスの生産が再開されたところでありますが、発足間もない組織であり、現在はホワイトアスパラガスの安定的な生産・供給に向けて取り組んでいるところであります。

町といたしましては、県の支援もいただく中で、生産過程における技術的な支援はもとより、全国的にも珍しいトンネルで栽培したホワイトアスパラとしてのブランディングを進め、認知度を高めるとともに、安定した供給先の確保・拡大などに向けて支援していければと考えております。

このほかにも、横坑作業用トンネルでは複数の組織により、それぞれトンネル環境を生かし

た利用がされているところであり、平成18年には原木キノコ栽培のほだ木の培養施設として、試験栽培がスタートし、現在はマイタケをはじめヤマブシタケ、シイタケなど、原木キノコのほだ木生産を中心に特用林産物の生産販売に取り組んでいるところでございます。

また、近年では、町内の水田転作により作付されたサツマイモを保管する保存庫としてもご利用いただくなど、農業を中心とする各種生産組織にもトンネルを有効に活用していただいているというところであります。

町といたしましても、今後もこれら活動を支援することで、ホワイトアスパラガスや原木キノコ等の生産振興のほか、特産化や農地の有効活用などに幅広くつなげてまいりたいと考えております。

次に、トンネルを活用したワインの貯蔵庫に関するご質問であります。一般的にワインの保管に必要な条件としましては、12度から15度程度の温度と70%程度の湿度、そして、暗所、無臭、無振動とされており、この条件を満たす環境がワインにとって快適であると言われております。

当町の横坑作業用トンネルは、暗所であり、気温が年間を通して16度前後と安定しているものの、湿度が70%から90%と高いことから、トンネル内にワインを貯蔵した場合、ワインラベルなどへのカビの発生が懸念されることから、現在においては、ワイン貯蔵庫としての活用には至っていない状況であります。

横坑作業用トンネルにおけるワイン貯蔵庫としての利用については、湿度の問題もあり、現状においては難しいものと考えておりますが、これまでトンネルの活用方法の検討を重ねてきた中でも提案されてきた経緯があり、現在は町内にもワイナリーが創業されているということから、今後トンネル環境に適応した貯蔵方法や新たな利活用について研究していければと考えているところであります。

一方で、先ほど申し上げましたとおり、横坑作業用トンネルにおきましては、複数の団体がトンネルの特性を生かした利用を行っていることから、今後、新たな利用方法を検討する上では、各団体間で、それぞれの生産活動に支障のないように調整を図る必要があるものと考えております。

横坑作業用トンネルの活用が始まった頃に比べ、現在は、利活用研究や実証試験などにより、利用組織も利用形態も変わってきておりますが、様々な活用が考えられる大変有望な資産でありますので、類似の先進的取組事例なども参考にしながら、町の各種産業のさらなる発展に資する有効的な活用方法を、引き続き検討してまいりたいと考えております。

**2番（中嶋君）** ただいま、町長からご答弁をいただきました。あれは平成8年ですね、新幹線を造るといって、そこから坂城町へ譲渡されたわけですが、何年たっているんでしょうかね。えらい時がたちましたね。もちろん、「お〜い原木会」の皆さんは一生懸命やっ

す。一番奥のほうでね。話を聞けば、あんまり奥だから新幹線が通る音が聞けるわいなんて言ってね。そんな話も聞いたことがありました。

とにかく、「お〜い原木会」の皆さんも本気でやってね、ここでいろんなキノコを作っていただけいるわけですが、あんまり言うと、先輩もいっぱいいるし、仲間もいますので怒られそうですが。もう少しね、やっぱりねずみ大根のように、坂城名産のすばらしいキノコができたとかね、そういうふうになればいいんでしょうけれども、なかなかそうは言いましても、私もある学者にいろいろ研究してみたらどうでしょうかなんて言ってね。

ちょっと話は変わりますが、キノコはうんと難しいそうですね。マツタケはどうしてできないんだと。だから、学者連中はみんなやめちゃうそうですね。あんなのをやったら大変だよと。俺が活着している間に絶対にできないと。2代、3代かかってもマツタケはできないと、そんな話も私も友達の植物関係の学者から聞いたことがありましたけれどもね。だから、「お〜い原木会」の皆さんは、今までの既存のやついろんな種類をお作りになって、頑張ってるっていらっしやいます。それは大いにやっていただいて、大いに結構だと思います。

それから、さっきも言いましたように、ホワイトアスパラ。これもですね、一生懸命やってね、それこそ瀧澤民雄さんでしたかね、農林水産省のあれを受けた、今のホワイトアスパラ。あれも一生懸命やっていただいてね。それからテレビなんかDASH村とか何とか、ちょっとよくわかりませんが、そんなのまでテレビに出てね、放映されて。大々的にいいコマーシャルになったななんて思ったんですが。どういうわけかあんまりもうからない。ちょっと俺は忙しくて、そっちのほうに手が回らないわなんていうことで、おやめになっちゃった。

だけど、また、新しい若者が今度は出てきて、俺やるぞと声を上げたなんていうから大いに期待してね、また若い感性で、また先輩の皆さんがやったのとは違う感性でまたおやりになれば、これはこれでいいのかなと。

それから、サツマイモも最近はやりでね。私もついこの間、日曜日までばら祭りでミニバラ盆栽の関係でちょっとやっているもので、どうしても出してくれなんていってね、ずっと私は出させていただいているんですが、私のミニバラ盆栽の隣のところにですね、おいも日和ということで、それこそ自動販売機。ああ面白いもんだななんていって、これは皆さんもご存じのように、あそこに昔の西沢製作所という工場があったんですが、それが何かおやめになっちゃって、そこへ何かおいも日和の工場をお造りになったということだね。この彼も一生懸命今やっていると。その社長とも私は話したんですがね、とにかく自動販売機なんておい珍しいものを、芋の自動販売機なんてすげえななんてお話ししたら、何と皆さんは、長野県中に12か所置いてあるだわいなんていうようなお話をしていましたね。その彼も一生懸命頑張ってるってやっていました。

それで、今のばら祭りのときには、長野県中よりもね、町長、それこそ全国からも皆さんお

見えになっていましたね。みんな面白がってね、結構若い女の子たちが芋、こんなところに自販機で売っているなんて行ってね、スイーツ何とかなんてちょっと英語を使いながら、皆さんお金を投入して買っている風景が見られたんですが。

その彼だと私思います。サツマイモをいっぱい取ってきてね、横坑で成熟させるんでしょうかね。そんなようなことにもお使いになっているんだというお話を聞いてね、ああこれはよかったなと、こういうふうにしておるんですよ。

だけど、私は商人でありますからね、こんなことをまた言えば怒られるかもしれませんが、ふるさと納税も私が言い出しっぺで、どうするんだと言ったら、皆さんの中にエビでタイを釣るような税金の集め方はいかなものかなんて、課長様にそんなちょっと注意を受けたんですが。それだって、国でやったっていいと言っているんだから、俺ら坂城町も考えるじゃないか。町長にどうするんですかと言ったら、町長はそこでやりますよと格好いい言葉をいただきまして、やりましょうよと。そしたらあつという間に億になっちゃってね。億も去年、おとしだか2億何千万、8千万円なんかにいっているね。去年は、シャインマスカットが亀裂ができて割れちゃったから、ちょっと落ちちゃったかなんていうだけけれども。それでも町長、1億3千万円くらいいったんじゃないですかね。これは坂城町の財源としてね、まさに少子高齢化でもって、これからどんどんどんどん人口が減っていつちゃう。下手すりゃ坂城町の税収も下がっちゃうんじゃないかというふうになんて危惧する部分があるんですが、今後、10年、20年、30年後の話を私はしていますよ。そういうふうになるんじゃないか。

そのために、やっぱりふるさと納税なんていう国でうまい施策をしてもらったから、坂城町も乗っかろうじゃねえかと。今は全国から、少なくとも、私が前もお話し申し上げましたように、2億円くらいのは毎年毎年、これは継続していかなくちゃいけないと思います。これは坂城町もいろいろシャインマスカットを作ってくれたり、それからお肉なんかも提供してくれたり、いろんな業者があるんですが、皆さんにいいご指導をしてあげて、何とか2億円はキープしなきゃいけない。

それはちょっとまた、私はいつもここで脱線しますので、それ以上のお話は申し上げませんが、今申し上げましたように、やはり横坑もですね、今申し上げました、町長にご答弁いただいたところは、私もそれこそ輪をかけたようなことを言ってね、そうは言いますが、坂城町の皆さん頑張ってやっております。

だけど、私からしたら、もうちょっと何かアイデア、一つやったほうがいいんじゃないかというのが、昔、町長が坂城町の町長になったばかりで私お話を申し上げたような記憶があるわな。俺はあのときに、さっきも言ったように、蚕棚のようなものを作って、そこへワインをやたら入れていけば、何千本、何万本も。だから、これはうまい話になるぞと言ったら、たしか町長はあのときに、中嶋議員さんあれですよ、空間を売るんですかねんてね、格好いいこと

を町長言われたのを覚えていますか。町長、さすがうまいことを言うなと思いました、あのときには。空間を売るんですよ。また町長、復活しようではありませんか、あの話を。もうちょっと深くご研究なされてですね、いけそうだったらひとつ、今の皆さんのところを排除して私はやれと言っているんじゃないんですよ。今、私はちょっと間違えて600メートルだなんて言いましたが、730メートルですか。それはもう十分これは活用が私はできると思っています。

これはまた第2質問をして、ここで町長を論破することは私はないと思っていますので、よくまた町長お考えになっていただいて、また私ここでやりますよ。考えられましたかと。宿題を今二つばかり出しましたが、そんなことにしておきたいと思います。

それでは、さて、最近の社会情勢に目を向けるとですね、岸田総理のお膝元で開かれたG7では、各国の元首が広島平和記念資料館で、まさに原爆の恐ろしさを認識し、核戦争を防止、また核抑止力に大きな成果があったと私は思っております。本来でしたら、いつかのG7のときには、プーチンも来たんですよ、G7に。ちょっとタイミングが悪かったかなと思っています、私は。プーチンに見せたかったね、原爆の恐ろしさをね。

そうは言いますが、しかしながら、いまだにロシアのプーチンとウクライナのゼレンスキーは戦争を続けております。最近では、ウクライナが優勢になってきたようではありますが、くれぐれもロシアが核を使わないことを祈るのみであります。

最後に恒例であります。また議会は新しくなったんですが、私は、1年生の気持ちでここに登壇して一般質問を行っているわけではありますが、また、20年間もやっていたので、恒例になりました。最後に一句添えたいと思いますが、字余りになりそうなので、今回も短歌といたしました。良き時代 チャットGPTにお願いし 質問原稿を書いていただく。良き時代  
チャットGPTにお願いし 質問原稿を書いていただく。以上で、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 1時49分～再開 午後 1時59分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、13番 朝倉国勝君の質問を許します。

**13番（朝倉君）** ただいま、議長より発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

山村町長、ご当選おめでとうございます。4期目への挑戦となりますが、健康には一層のご留意をされ、「輝く未来を奏でるまち」坂城町を実現するために、一層のリーダーシップを発揮され、生きがいと働きがいの持てる坂城町の実現に向けてご活躍をご期待申し上げる次第でございます。

今回、私の質問は、少子高齢化対策と農業政策の2点について行ってまいりたいと思います。

1点目の質問は、高齢者への支援についてであります。当町でも高齢化率は37%と、高齢化率の進展が全国平均よりも大幅に高くなっております。実感でございますが、数字で表すよりも高齢化が進んでいるのではないかというような感じを持っているところでございます。

特に健康寿命が延びている状況の中では、現役時代、家族や企業、あるいは地域のため頑張られた高齢者の皆様が、楽しく暮らせるまちづくりも、今、現役で私どもが活躍をしている私どもが果たす使命ではないかと考えるところでございます。

このような考え方に立脚して、イ、高齢者への支援拡大をとして、高齢者にとっては動く手段の確保は大変重要なことでもあります。特に現在は車社会でございますので、車で活動していた方が突然何らかの体調不良から運転ができなくなり、車社会からやむを得ず離脱をしなければならない老夫婦世代が、突然このような事態に見舞われたとき、今後どのように生活をしていくか途方にくれる高齢者家族が最近散見されるようになりました。

このようなとき、公共交通は大変大きな役割を果たすと信じております。町には、循環バス、デマンド交通の公共交通が運行されておりますが、残念ながら高齢者への認知度が低く、特に健常者の皆さんには認知度が低く、移動手段がなくなって、悩んでから初めてどうしようかということを知る方が多いと言われております。

最近、私の周辺で知人のある2名の方が車社会から離脱されました。この2名の方もデマンドタクシーって何だいと、私が説明したんですけれども、わからなかったわけでございます。運行状況についても、私が説明しても、えー、そんなものあるだけかいというようなことで、利用したいんだけど、利用する内容を知るまでには相当時間を要したということでございます。特に離脱をすることで、今後どのような生活を移動するときにするかということを考える事態が発生して、初めて知る状況でありました。

移動手段が確保できているうちはあまり興味もないため、認知度も低いと考えますが、高齢者が増える中では、いつ何時、移動手段を持てなくなるかわかりません。高齢者の家庭では、このようなことを予測することは難しく思います。このようなときに間に合うようにいろいろな手段を考えて周知を図り、高齢者の日常生活が困窮しない方策の検討をぜひお願いしたいというように考えております。

高齢者の中では、長い距離を歩くことが難しいとか自転車に乗ることができない、さらに循環バスの停留所が遠いところに住んでいる等、困難な事柄が重複する場合に、どのように公共機関を最大限利用して日常生活を送れるか、特に今後、生活の中での大きな検討課題と考えております。

そこで、周知について、その方策はどのようなお考えがあるかお聞きしたいと思います。また、今やられております実証実験における現時点での問題点や課題は、どのように把握されて

いるかお聞きしたいと思います。

2点目、坂城町自動車急発進防止装置取付費補助事業についてであります。時に誰でもあることでございますが、うっかりミスから追突事故や急発進による事故は、毎日マスコミで報道されております。その事故の報道の中には、不幸にして高齢者による事故が多いと感じるところでございます。

その防止策として、自動車急発進防止装置の取付事業は、高齢者にとっては大変ありがたい事業でありました。国の時限立法ということで、令和元年と、2年で終了したということでもあります。特に、高齢者がこの地域で生活する上で車の活用は大変重要なアイテムで、欠くことのできないものでもあります。このようなことから、AIの先進技術を利用した事故防止は必須の重点施策であり、ぜひ復活をお願いしたいと考えているところでございます。町の考え方を伺いたいと思います。

3点目、あんしん電話の設置についてであります。町では、ひとり住まいの老人家庭にはあんしん電話の設置を希望者に行い、安心・安全の確保に対応しております。一方、老夫婦家庭も高齢化の進展により増加をみております。独居老人と同様、あんしん電話の設置を希望する世帯もでございます。老人をターゲットにした犯罪も多岐にわたっている世情から、あんしん電話の老夫婦世帯への拡大を提案したいと考えますが、町の考え方はいかがでしょうか。

ロ．移住定住人口増加に向けて

我が国において、新規出生児童が80万人を切る状況や、当町では、小学校への入学児童が100人を切る事態になっております。少子高齢化は、大きな問題として国をはじめ市町村においても最も重要な重点課題としての対応が求められており、進められております。昨日、岸田総理も2030年までに今の少子化の状態を変えないと、将来的にも日本は少子高齢化の波を越えることができないということで、何としても2030年までにこの状況を変えたいということで、異次元の少子化対策という銘を打って、政府としても取組を表明されております。

このような状況の中で、私どもが生活する上でのコミュニティーの最小単位は小学校区と認識しております。少子化が今以上に進めば、このコミュニティーの最小単位と考えている小学校区も維持が大変難しくなっていくと考えます。何としても知恵を出して、現状を維持したいと考えております。

このような世情から、今すぐこの少子化に対する解決策はと問われても、なかなか妙案はないと思いますが、そこで一つの提案を申し上げたいと思います。坂城町は製造業の町であります。他市町村から多くの人々が働きに来ております。若者をターゲットにして、移住定住を積極的に政策的に推進していくことも、少子化対策の異次元対策として重要な手法と考えるところであります。

その一つとして、今、遊休している町営住宅が多く存在しておりますが、その町営住宅を整

理整頓して若者の移住定住用の分譲地としての確保と併せて、今、製造業の企業では人手不足で人材確保には大変苦勞しているとお聞きしております。その対策として、従業員確保の支援策として、住宅建設用地として確保し、国・県の支援を受けながらこの事業を推進する必要性を痛感するところであります。

一方、少子高齢化の進展により、生産人口の減少が発生しております。製造業の町坂城でも、この対策が求められるところでもあります。

このようなことから、若者の移住定住促進と併せて、雇用対策を含めた施策の展開は、町の将来の財政規模の維持や活性化に必要不可欠な事業と考えるが、町の考え方をお聞きしたいと思います。第1回の質問を終わります。以上でございます。

**町長（山村君）** ただいま、朝倉議員さんから1としまして、少子高齢化対策についてのご質問をいただきました。私からは、イの高齢者への支援拡大をについて順次お答え申し上げまして、ロについては担当課長より答弁いたします。

さて、国内の令和4年における65歳以上の人口は約3,623万人で、総人口に占める割合としましては、全体の約29%と過去最高の割合となったところであります。

また、毎月人口異動調査における今年4月の当町の人口におきましては、65歳以上の人口は4,928人で、総人口に占める割合としまして全体の37%となっており、年々増加している状況となっております。

将来的には、さらに高齢者の人口割合は上昇し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、令和22年、2040年には、当町において65歳以上の人口が占める割合は、全体の約43%となるとされているところであります。こうした中で、高齢者の安心・安全な暮らしをサポートする事業は大変重要であると認識しているところであります。

まず初めに、デマンド交通乗り合いタクシーについてであります。当町の地域公共交通につきましては、交通の根幹でもある鉄道路線のほか、民間路線バスの運行廃止による福祉バスの運行を経て、誰でも利用できる公共交通機関として、停留所による定期路線、循環バスの運行を行ってまいりました。

加えて、昨年4月から、新たな地域公共交通システムとして、特に移動困難な高齢者の日常生活で必要不可欠な移動手段の確保を目的とした、定額料金でドア・トゥー・ドアによるデマンド交通乗り合いタクシーの実証実験を開始し、運行しているところであります。

乗り合いタクシーは、道路運送法に基づき、町内のタクシー運行业者の協力の下、最長3年間の予定で実証実験を行っております。

デマンド交通に対するPR、認知度アップをとのご質問であります。利用登録者の状況といたしまして、今年5月末現在で248人となっており、募集を開始してから実証実験開始までの事前登録が48人でスタートして以降、口コミ等で広がり、現在まで毎月登録者が増え続

けている状況となっております。

利用状況につきましても、開始当初の目標として、一月当たり200人程度を見込んでおりましたが、現段階までそれを上回るご利用をいただいているところであり、高齢者の皆様にとって、新たな移動手段の一つとして認知されてきているものと推察しているところでございます。

乗り合いタクシーが浸透するにつれ、行きは循環バスを利用し、帰りに乗り合いタクシーを利用する方が増加するなど、循環バスと併用することで毎日の移動が非常に便利になったというご意見もお聞きしており、利用者の移動の手段がより柔軟となり、循環バスと乗り合いタクシーの利用に相乗効果が出てきていると考えているところであります。

乗り合いタクシーに関する町民の皆さんに対する周知といたしましては、実証実験を開始する際に、対象となるシニアクラブの皆さんへの周知に加え、全戸へのチラシの配布などを行ってまいりました。今年度におきましても、ご利用いただける停留所の増設のお知らせも含めまして、改めて全戸に案内チラシを配布したところであります。

今後も、引き続き町広報やホームページ等を通じた周知に努め、デマンド交通の認知度アップに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、実証実験における問題点・課題についてであります。デマンド交通を実証実験するにあたり、陸運局等と協議を重ねる中で、高齢者の日常生活で必要不可欠な移動手段の確保を目的として、町内のタクシー運行と乗り合いタクシーが共存できるよう、運行時間や運行日、料金設定を定めてまいりました。

乗り合いタクシーの実績としましては、午前の利用が多く、目的も病院、買物等の利用が多いことなど、開始当初におおむね想定していた運行計画に即した利用状況となっております。

また、昨年12月に開催されました公共交通会議において、運行事業者などから利用者の要望をお聞きしていたところであります。要望の一つとして、売場面積が広い店舗だけでなく、小回りの利くコンビニエンスストアや葬祭場などへの停留所の増設希望があったことから、先ほども触れましたが、今年4月から追加し運行しているところであります。

このように、利用者の声に耳を傾け、各種ご要望をお聞きしながら、改善すべきところは改善する中で、より利便性の高いものとなるよう努めているところであり、現在のところ、これといった問題点や課題はお聞きしていない状況であります。今後におきましても、必要とされる高齢者の皆さんへの事業の周知とともに、運行に関して検証を行い、改善が必要な部分については、随時見直しも図ってまいりたいと考えております。

次に、お話のありました自動車急発進防止装置取付費補助事業のご質問であります。町では満70歳以上の高齢者の方を対象に、交通事故防止及び事故時の被害軽減を目的とした、自動車急発進防止装置の取付費の補助制度を、令和元年10月から令和2年度末までの間、時限

的に運用した経過がございます。

この補助制度の背景には、自動車のアクセルとブレーキのペダルの踏み間違いによる人身交通事故が、平成30年から令和2年の3年間で、全国で1万件近く発生しており、そのうち65歳以上の高齢者の割合は約4割を占め、さらに死亡や重傷などの重大事故の割合は約7割に上るなど、高齢者が関わる交通事故が社会問題となっております。

ご質問にもございましたように、町の地域的な立地環境を鑑みますと、買物や病院への通院といった日常生活における交通手段として、自動車の利用は大変重要であり、今後もそうした傾向が続くことが予想されるところであります。

そうした中で、今後におきましても、高齢者の方が日常生活を支える自動車運転を少しでも安心して行っていただけるよう、この補助制度を今年度新たに実施するため、本議会に関係予算を上程させていただいたところであります。

今回、補助制度の開始にあたり、補助対象者を前回の70歳以上から65歳以上に引き下げ、補助率は前回同様、補助上限を2万円として装置本体の金額と取付費を合わせた事業費の2分の1を対象としているところであります。また、今後、高齢者の人口割合が増加していくことを考える中で、より多くの高齢運転者の交通事故防止及び事故時の被害軽減を図るべく、現時点におきましては、終期、終わりですね、これを設定しない形で事業を進めていければと考えているところであります。

町といたしましても、引き続き、高齢者へ運転免許証の自主返納への理解促進を呼びかけていくとともに、今回の補助制度をはじめ、町循環バス、デマンド交通乗り合いタクシーの利用促進や、警察や交通安全協会とも連携した街頭啓発などを通じて高齢者の交通事故の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、あんしん電話のご質問ですが、このあんしん電話につきましては、ひとり暮らし高齢者の日常生活において、緊急時における連絡通報の手段として町が実施する緊急通報システム事業であります。

あんしん電話による緊急通報システムは、町のひとり暮らし高齢者台帳に登録をされている65歳以上の方を対象としており、平成6年度に事業が開始されて以来、機器の老朽化や固定電話を持たない方が増えている状況などから、令和3年度に電話回線がないご家庭への設置が可能となる、無線方式による新しいシステムを導入したところであります。

その仕組みとしましては、緊急時などの際に、利用者のご自宅に設置した専用端末からガードセンターや看護師などが常駐するコールセンターにつながるものであり、常時ご利用いただけるものであります。

ガードセンターに通報があった際には警備員がいち早く駆けつけ、状況に応じて救急車を手配するなどの対応を行うほか、ご家族等に状況報告を行うものであります。

希望するひとり暮らしの高齢者の方には、端末を無料で貸し出しているところであり、事業開始から28年が経過する中では、利用者も増加傾向となっているところでもあります。

事業の対象を高齢者世帯に拡大してはとのご提案であります。この事業の目的といたしましては、ひとり暮らし高齢者の方が日常生活をより安心してお過ごしいただくために実施をしているところであり、当面は現在対象としているひとり暮らし高齢者台帳に登録されている方へのご案内を継続してまいりたいと考えているところでもあります。

さらなる高齢化社会に伴い、今後ひとり暮らし高齢者の数も増えていくことが予想されますことから、このあんしん電話もご利用いただき、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、町では、令和2年10月より、満65歳以上の方が特殊詐欺等対策機能付電話機を設置する経費につきまして補助を行っております。

また、加えまして、県では、今年の4月より、危険性を判断して周囲にお知らせをしてくれるA1を使った最新の防犯対策機器を電話機に取り付ける工事費用の補助を開始したところでもあります。高齢者の皆様には、特殊詐欺被害に遭わないよう、これらの補助制度を活用していただけるよう、町におきましても周知してまいります。

以上、ご質問いただきました3項目を中心に答弁いたしました。私の4期目の公約の一つとして、「高齢者や子供にやさしいまちづくり」を掲げているところでもあります。子育てや学校教育の充実とともに、高齢者が安心して暮らせるためのよりよい施策につきまして、積極的に展開してまいりたいと考えているところでもあります。

**商工農林課長（竹内君）** 私からは、口の移住定住人口増加に向けてのご質問についてお答えをいたします。

厚生労働省の2022年人口動態統計によりますと、全国の女性1人が生涯に産む子どもの推定人数である合計特殊出生率は、1.26で過去最低となり、出生数は1899年の統計開始以来、初の80万人割れとなりました。

出生率、出生数ともに7年連続でマイナスとなり、未婚、晩婚化に加え、新型コロナウイルス感染拡大による出産控えも影響し、少子化が加速している状況であります。

町におきましても、昭和60年、1985年の1万6,918人をピークに総人口が減少しており、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和22年、2040年には、約1万人弱まで減少すると推計されております。

また、毎年5月1日を基準日とする町内小学校の1学年の児童数は、近年、100人を僅かに上回っておりましたが、今年は99人となり、今後も減少が見込まれ、町内においても少子化が進んでいる状況であります。

こうした人口減少は、労働力の不足による経済の縮小、医療・介護費の増大、財政の危機、

自治体等の担い手の減少などにつながるおそれがあります。

町では、このような人口減少を抑制するため、平成27年度に坂城町人口ビジョンを策定し、令和22年、2040年に1万3千人、令和42年、2060年に1万2千人の人口を維持することを目標に掲げ、活力ある地域をつくる地方創生に取り組んでおります。

また、町内企業の人材確保の機会を設けるとともに、就職を契機とした町内への移住定住を促進するため、従業員の居住状況や人材確保に関する企業の意向等を把握・分析する居住状況調査を、町がテクノハート坂城協同組合へ委託して実施したところ、昨年度は、町内企業57社から回答をいただきました。

この調査結果によりますと、従業員の居住地ごとの割合は、町内が23%、千曲市が29%、上田市が25%、長野市が12%、その他が11%であり、77%の方が町外に居住をされております。

従業員の住居に関しましては、新規採用の従業員の住居確保について約2割の企業が苦慮したと回答しており、約半数の企業では、住宅手当の支給や社員寮の提供、賃貸住宅の借り上げなどの援助を行っております。

また、企業従業員向け集合住宅があった場合の利用については、36%の企業が社で借り上げて利用したいや、従業員へのあっせんまたは情報提供を行いたいと回答し、また、町内の空家を企業従業員向け住宅として利用できる仕組みができた場合については、34%の企業が社で借り上げて利用したいや、従業員へのあっせんまたは情報提供を行いたいと回答されております。

この調査により、従業員の住居の確保については、一定の企業が苦慮されており、特に従業員数が増加し今後も採用数を増やしていく方針としている企業にとって、課題となっていることが確認できたところであります。

町といたしましては、町の公営住宅をご利用いただく場合は、一般公営住宅の横尾団地、特定公共賃貸住宅の旭ヶ丘ハイツ、地域優良賃貸住宅の中之条団地について、利用を希望される方へご案内ができるよう努めてまいりたいと考えております。

また、勤労者の住宅建設に対する支援として、長野県労働金庫から融資を受けて、自己または家族が居住する目的で、町内に一定の面積の住宅を新築、買受け、増改築をした勤労者を対象とした利子補給事業を実施しております。

そのほか、町内への移住定住の施策としては、空き家バンクに登録された物件に係る補助制度や、自らが移住定住する目的でマイホームを新築する方などを対象とした移住定住促進補助金、結婚に伴う住宅取得やリフォーム、引っ越しの費用などを支援する結婚新生活支援事業などを実施しております。

ご質問のありました町内の住宅用地についてでございますが、令和2年度に策定した国土利

用計画第4次坂城町計画におきましては、都市的土地利用については、低・未利用地や空家などの有効活用の促進、また、公共施設の複合化により行政機能を集約し、土地利用の効率化を図ることとしております。

また、同じく令和2年度に坂城町公営住宅等長寿命化計画を改定し、横尾団地、戌久保団地、旭ヶ丘団地、網掛団地、上平団地、旭ヶ丘ハイツ、中之条団地、坂端改良住宅の8団地について、必要な修繕等を行うとともに、老朽化が進んだ住宅については用途廃止などについて検討しているところであります。

町としましては、このような計画に基づき、町土の有効活用を優先しつつ、必要に応じて住宅分譲地の確保や、企業従業員確保のための住宅建設用地の確保、また、公営住宅の集約化などを検討し、優良な住宅地の確保を図ってまいりたいと考えております。

**13番（朝倉君）** 少子高齢化対策ということで、4項目にわたり質問をさせていただきました。町としても、支援策については他市町村に比べていろんな施策をやっていただいておりますが、利用する高齢者への周知が十分でない、せっかくある支援策が効果を生みません。

特に高齢者対策につきましては、健康寿命が延びている中で、余生を楽しんでいただくためにも、健全者の高齢者に対する施策のPRをお願いし、次の質問に入ります。

2として、農業政策についてであります。

イ、農振地区の見直しについて質問を行います。

農業に関しては、ロシアのウクライナ侵攻が出发点となり、食料安保や食料の自給率の向上について、世界の各国が真剣に見直しや対策を講じておるところでございます。特に、この影響により世界的に物価高が普及、展開されまして、インフレーションを引き起こしております。

このような状況の中で、我が国においても同様に、米作中心の農業政策から、政府では大豆、小麦の生産量の少ない輸入に頼る品種の増産を含めた食料・農業・農村基本法を年内に議論し、新たな農業政策のまとめを行い、食料安保や自給率の向上対策を進めようとしております。

当町でも農振地区の見直し作業を展開しておりますが、具体的には、農業振興については農業生産基盤の集積・集約化を進め、農業の振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、農業振興地域整備計画の見直しを昨年度より進めておるということになっております。

当町は製造業の町でもあります。各企業におきましては、業績が好調になれば企業の発展のために工場の規模拡大ということで工場用地を求めることがありますが、なかなか坂城の土地利用の関係は、規則等の関係で企業用地の確保も厳しい状態にあります。

今回の農振地区の見直しの中で、このようなことも農業の振興と併せて、工業の町でもありますので、工場の立地ということも含めて見直しを進めていくのか、この辺についてもお聞きしたいというふう思います。

そしてまた、現在進行状況についてはどのようになっているのか、そしてまた、見直しにより現状とどのように変わるのか、そして、新しい農業改革が始まろうとしている中で、農振地区の見直しを行うことで農業の活性化をどのように見直しにつなげていくか、町の考え方を伺いたいと思います。

**商工農林課長（竹内君）** 2. 農業政策について、イ. 農振地区の見直しについてのご質問にお答えいたします。

農業振興地域整備計画は、生産性の高い優良農地を確保するため、自然的条件や社会的条件などの諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域を定め、農地や農業用水利施設など、その地域の整備に関し必要な施策を推進することにより、農業の健全な発展を図るために策定されるものであります。

農業を振興していく上では、生産基盤である農地の確保・保全が非常に重要であり、基盤整備事業などの農業振興施策を計画的に実施し、良好な営農環境を確保するためにも、今後長年にわたって農業用の利用を確保すべき区域を農振農用地区域として定め、生産性の高い優良な集団的農地の維持を図っていく必要があります。

現在の農業振興地域整備計画は、平成10年3月に計画全体の見直しを行った以降、土地利用の変遷などに伴い、その都度、町農振地域整備促進協議会において、農振農用地からの除外や編入などの部分的な見直しを行ってまいりましたが、前回の計画全体の見直しから長期間が経過し、これまでの間、農業者の高齢化や担い手の不足などにより耕作放棄地が増加するなど、当町の農業をめぐる情勢は大きく変化していることから、今回、この変化に対応した計画全体の見直しを行っているところであります。

計画の見直しにあたっては、町の土地利用に関する上位計画である国土利用計画第4次坂城町計画や、現在策定を進めている坂城町都市計画マスタープランのほか、関連する各種計画との整合を図り、農振農用地区域を定めてまいりますが、当町は工業を基幹産業とするものづくりのまちとして経済発展をしてきており、今後、整備が進む国道18号バイパスや坂城インター線の周辺における土地利用については、工業や商業による土地利用の需要が増加していくことが想定され、そのような需要に対応するためには、企業用地の確保なども見据えた中で、計画の見直しを進めたいと考えておりました。

しかしながら、農業振興地域整備計画は優良農地を確保し、持続可能な農業の発展へとつなげていく計画であり、県に確認したところ、今回の計画全体の見直しの中では、商工業の発展を見込んだ中での農振農用地区域の設定はできないとのことでありました。

企業用地確保のために農振農用地区域からの除外をするには、具体的な事業計画が必要とされており、今後、18号バイパスやインター線延伸の整備が進み具体的な事業計画が出た段階において、農振農用地区域からの除外について、個別に判断していくこととなります。

ご質問の計画見直しの進行状況であります。令和4年度から計画の見直し作業を進めており、昨年は、町における農業の現状を把握するため、農地の利用状況や今後の営農意向などについて、農業者や農業団体に対するアンケート調査を実施したほか、前回の計画の見直しからこれまでの間において、申請により農用地区域から除外された農地や山林・原野化した農地などを特定し、現行の計画における農振農用地区域について整理を行い、計画見直しの基礎となる資料を作成いたしました。

現在は、計画素案の作成に向け、農地の基盤整備、保全整備などの計画や土地利用の方向性を定め、集団性のない小規模な農用地や山林化により耕作不適地となった農用地など、計画見直しにより除外すべき農用地区域について整理を進めているところであります。

今後は、農業振興地域整備促進協議会や役場内の関係各課とも協議を重ね、計画の素案を作成し、住民説明会や町ホームページにおける公表などを通じ、地域住民や地権者、耕作者から広く意見を聞く機会を設けていく予定であります。

次に、農業振興地域整備計画の見直しにより、現状の農振農用地区域がどのように変わるのかというご質問であります。現在の計画は平成10年に策定されたものであり、これまでの間、住宅用地や工業用地へ転用するものとして申請があった農地については、その都度計画の見直しを行い、農用地区域からの除外をしてきたところであります。

今回の見直しにおいては、これまで除外されてきた農地の整理に加え、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項に規定されている農用地とすることが適当ではなくなった土地について、農振農用地区域からの除外をしていく予定であります。

具体的には、道路や河川などの公共事業用地となった農地や集団性のない狭小で点在している農地、また、山林・原野化により農地としての利活用が困難であると考えられる農地などを農振農用地区域から除外し、生産性の高い優良な集団的農地を農振農用地区域として定めることにより、良好な営農環境の確保と、計画的な農業生産基盤の整備につなげてまいりたいと考えております。

次に、農振農用地区域の見直しを今後の農業の活性化にどのようにつなげていくのかというご質問であります。前回の計画全体の見直しから長期間が経過しており、この間、高齢化や後継者不足による農業者の減少、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境が大きく変化してきている中で、農業を持続的に発展させるためには、平地や中山間地、それぞれの地域特性を生かしながら、営農意欲を持った農業者や多様な経営体が活躍できる生産基盤の整備を進めていく必要があると考えております。

また、食料・農業・農村基本法の見直しにおいても、国民一人一人の食料安全保障の確立、環境等に配慮した持続可能な農業への転換、人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立が掲げられておりますことから、当町におきましても、国の動向を踏まえ、当地域の現状

に合った収益性が高い作物の振興と営農しやすい環境の整備を図っていく必要があると考えております。

今後、長期にわたり持続可能な農業の生産基盤としての活用を図るべき農地を農振農用地区域として定めてまいります。これまでの基盤整備による良好な営農条件を備えた農地や農業用水利施設等の維持・確保を図るとともに、生産コストの削減や効率的な営農に向けた農地の大区画化や大型機械化、また、スマート農業などの導入が図れるよう、農地中間管理機構と連携して担い手への農地の集積・集約を推進し、持続可能な農業の発展へとつなげられるように計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

**13番（朝倉君）** 担当課長からご説明をいただきました。大変、坂城町の場合は農地に含めても商業地、工業用地についても、その確保が難しい土地柄でございます。特に農振地区の見直しということについては、先ほどもご説明がありましたけれども、まだ原野化になった山裾のところにある農振地区の整備も全町的にはできていないというような状況で、今の説明の中においては、それをまずして、健全な農地を守る体制をつくるというのが説明の趣旨だったように考えます。

そういう状況でございますけれども、農業に今求められている姿は、食料自給の向上という問題と同時に、今の世情からしますと、小麦や大豆、トウモロコシ、こういうものはほとんど日本で生産できないで外から輸入ということでございます。そういうようなことから、農業政策も米作中心から大幅に変えようとしている現況でございます。

そしてまた、離農者も非常に増えておりまして、専業農家の皆さんに頑張ってもらって、荒廃地をなくすように、有効に利用する一つの方策の研究が喫緊の課題であるというふうに思っておりますし、もう一つは農業はもうからないというところに大きなネックがございます。今言われたように、集積・集約できるように、大型機械の導入ができるような体制を農地中間管理機構を町の中に巻き込む中で、この農振地区の見直しが成功裏に終わって、その後18号バイパス、インター線の完成ということで、また新たな土地利用ということについては課題が残ってくるわけでございますので、引き続きその辺については慎重な対策をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

**議長（滝沢君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日16日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時46分）